



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	人 事 課
○長崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則	県 民 協 働 課
○長崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則の一部を改正する規則	食 品 安 全 ・ 消 費 生 活 課
○長崎県農林業団体等検査規則の一部を改正する規則	団 体 検 査 指 導 室
○長崎県卸売市場条例施行規則を廃止する規則	農 産 加 工 流 通 課
○長崎県卸売市場法施行細則	"
○長崎県建設工事執行規則の一部を改正する規則	建 設 企 画 課
◎ 訓 令	
○長崎県職員の勤務時間等に関する規程の一部改正	人 事 課
○公共用地の取得に伴う損失補償基準の一部改正	用 地 課
◎ 告 示	
・都市計画事業の事業計画の変更認可（2件）	水 環 境 対 策 課
○長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱の一部改正	産 業 政 策 課
・道路の区域変更（10件）	道 路 維 持 課
・道路の供用開始（7件）	"
・車両制限令に基づく道路の指定（4件）	"
・公有水面埋立ての竣功認可（2件）	港 湾 課
・洪水浸水想定区域の指定	河 川 課
・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定（2件）	砂 防 課
・証紙売りさばき人の指定の一部改正	会 計 課
○会計管理者の事務の委任の一部改正	"
◎ 公 告	
・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見	経 営 支 援 課
・土地改良区の設立の認可	農 村 整 備 課
・県営土地改良事業の工事の完了	"
・特定農業用ため池の指定	林 政 課
・一般競争入札の参加者の資格等（2件）	監 理 課
・測量の終了（4件）	建 設 企 画 課
・開発行為に関する工事完了	都 市 政 策 課
◎ 教 育 委 員 会 規 則	
○長崎県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則	高 校 教 育 課
◎ 長 崎 県 病 院 企 業 団 規 程	
・長崎県病院企業団職員給与規程の一部を改正する規程	長 崎 県 病 院 企 業 団

・長崎県病院企業団職員組織規程の一部を改正する規程

”

◎ 有明海自動車航送船組合監査委員公告

・定期監査結果に基づく措置の公表

有明海自動車航送船組合

◎ 正 誤

○令和2年2月18日付け長崎県公報第10899号中

人 事 課

規 則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第19号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和32年長崎県規則第81号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(住居手当)</p> <p>第9条 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。</p> <p>(1) 条例第4条の3第1号の規定に該当する職員のうち月額<u>1万6,000円</u>を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている者（県が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員及び一般職員の例によるこれに準ずる職員を除く。）家賃の月額が<u>2万7,000円</u>以下である場合にあっては家賃の月額から<u>1万6,000円</u>を控除した額（この額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）家賃の月額が<u>2万7,000円</u>を超える場合にあっては家賃の月額から<u>2万7,000円</u>を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が<u>1万7,000円</u>を超えるときは、<u>1万7,000円</u>）を1万1,000円に加算した額（この額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</p> <p>(2) 略</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第9条 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に<u>掲げる額</u>（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に<u>掲げる額</u>の合計額）とする。</p> <p>(1) 条例第4条の3第1号の規定に該当する職員のうち月額<u>1万2,000円</u>を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている者（県が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員及び一般職員の例によるこれに準ずる職員を除く。）家賃の月額が<u>2万3,000円</u>以下である場合にあっては家賃の月額から<u>1万2,000円</u>を控除した額（この額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）家賃の月額が<u>2万3,000円</u>を超える場合にあっては家賃の月額から<u>2万3,000円</u>を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が<u>1万6,000円</u>を超えるときは、<u>1万6,000円</u>）を1万1,000円に加算した額（この額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</p> <p>(2) 略</p>

附 則

(施行期日等)

- この規則は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（改正後の現業職員の給与に関する規則に係る令和3年3月31日までの間における住居手当に関する経過措置）
- 施行日の前日において改正前の現業職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）第9条の規定により支給されていた住居手当の月額が1,000円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（次項に定める適用除外職員を除く。）に対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の現業職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第9条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で附則第4項で定める額。以下「旧手当額」という。）から1,000円を控除した額の住居手当を支給する。

- (1) 改正後の規則第9条各号のいずれにも該当しないこととなる職員
- (2) 旧手当額から改正後の規則第9条の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が1,000円を超えることとなる職員  
(適用除外職員)
- 3 前項の適用除外職員は、次に掲げる職員とする。
  - (1) 施行日の前日において改正前の規則第9条第1号に該当していた職員であって、施行日以後において次に掲げる職員のいずれかに該当するもの
    - ア 現業職員の給与に関する規則第9条の規定を適用するとしたならば新たに同条第2号に該当することとなる職員
    - イ 改正前の規則第9条の規定を適用するとしたならば同条第1号に該当しないこととなる職員
  - (2) 施行日の前日において改正前の規則第9条各号のいずれにも該当していた職員であって、施行日以後において同条の規定を適用するとしたならば同条各号のいずれか又はすべてに該当しないこととなるもの
  - (3) 旧手当額が1,000円以下となる職員
  - (4) 前3号に掲げる職員に準ずる職員として任命権者が定める職員  
(家賃の月額に変更があった場合の旧手当額)
- 4 旧手当額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を基礎として改正前の規則第9条の規定により算出される住居手当の月額に相当する額とする。
  - (1) 変更後の家賃の月額が当該変更前に支給されていた附則第2項の規定による住居手当の月額の算出の基礎となった家賃の月額（以下この号及び次号において「旧家賃月額」という。）より高い場合（第3号に掲げる場合を除く。） 旧家賃月額
  - (2) 変更後の家賃の月額が旧家賃月額より低い場合（次号に掲げる場合を除く。） 変更後の家賃の月額
  - (3) 施行日の前日において改正前の規則第9条各号のいずれにも該当していた場合 任命権者と協議して定める額  
(その他)
- 5 前3項に定めるもののほか、これらの規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、一般職員の例によるものとする。

長崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

**長崎県規則第20号**

長崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成24年長崎県規則第7号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(書類の提出先等) 第2条 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）、条例及びこの規則の規定により知事に対して提出する書類は、 <u>県民生活環境部県民生活環境課</u> （以下「主務課」という。）又は当該特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地を所管する振興局（長崎振興局を除く。以下同じ。）に提出するものとする。 2 略	(書類の提出先等) 第2条 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）、条例及びこの規則の規定により知事に対して提出する書類は、 <u>県民生活部県民協働課</u> （以下「主務課」という。）又は当該特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地を所管する振興局（長崎振興局を除く。以下同じ。）に提出するものとする。 2 略

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

長崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

**長崎県規則第21号**

長崎県民の消費の安定及び向上に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
 長崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則（昭和53年長崎県規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(庶務) 第4条の3 審議会の庶務は、県民生活環境部食品安全・消費生活課において処理する。	(庶務) 第4条の3 審議会の庶務は、県民生活部食品安全・消費生活課において処理する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

長崎県農林業団体等検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第22号

長崎県農林業団体等検査規則の一部を改正する規則

長崎県農林業団体等検査規則（昭和41年長崎県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第94条、森林組合法（昭和53年法律第36号）第111条及び農業保険法（昭和22年法律第185号）第209条の規定に基づき、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会、農事組合法人、森林組合、森林組合連合会、農業共済組合（以下「組合等」という。）に対して知事が行う検査（以下「検査」という。）は、この規則の定めるところによる。  (取引先等との照査) 第13条 略 (意見の聴取等) 第16条 検査員は、検査によって明らかとなった事項について、組合等の役員若しくは職員又はその他の関係者から意見を聴取するとともに、必要に応じ、文書を徴するようにしなければならない。 (検査講評) 第17条 検査員は、検査を終了するに際して、組合等の全役員（農業共済組合にあつては理事又は監事及びその他の責任者）に対して検査結果についての講評を行い、それについての意見を聴取しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、講評の時期を変更し、又は一部の役員に対して講評を行うことができる。	(趣旨) 第1条 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第94条、森林組合法（昭和53年法律第36号）第111条及び農業保険法（昭和22年法律第185号）第209条の規定に基づき、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会、農事組合法人、森林組合、森林組合連合会、農業共済組合及び共済事業を行う市町（以下「組合等」という。）に対して知事が行う検査（以下「検査」という。）は、この規則の定めるところによる。 (取引先 <u>その他</u> との照査) 第13条 略 (意見の聴取) 第16条 検査員は、 <u>検査を終了するに際して</u> 、検査によって明らかとなった事項について、組合等の役員若しくは職員又はその他の関係者から意見を聴取するようにしなければならない。 (検査講評) 第17条 検査員は、検査を終了するに際して、全役員（農業共済組合にあつては理事又は監事及びその他の責任者、 <u>市町にあつては市町の長の命を受けた職員</u> ）に対して検査結果についての講評を行い、それについての意見を聴取しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、講評の時期を変更し、又は一部の役員に対して講評を行うことができる。

様式第1号中「第7条関係」を「第8条関係」に、「組合（市町）の」を「組合の」に改める。

様式第2号中「第7条関係」を「第8条関係」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

長崎県卸売市場条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和2年3月31日



長崎県知事 中村 法道

**長崎県規則第23号**

長崎県卸売市場条例施行規則を廃止する規則

長崎県卸売市場条例施行規則（昭和46年長崎県規則第83号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和2年6月21日から施行する。

長崎県卸売市場法施行細則をここに公布する。

令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

**長崎県規則第24号**

長崎県卸売市場法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）の施行について、卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号）及び卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認定申請書の様式)

第2条 法第13条第2項に規定する申請書の様式は、地方卸売市場開設認定申請書（様式第1号）のとおりとする。

(認定証の交付等)

第3条 知事は、法第13条第5項の規定により認定をしたときは、開設者に対し、地方卸売市場開設認定証（様式第2号。以下「認定証」という。）を交付するものとする。

2 開設者は、認定証を破損し、若しくは汚損し、又は紛失したときは、認定証の再交付を受けることができる。

3 前項の規定により認定証の再交付を受けようとするときは、地方卸売市場開設認定証再交付申請書（様式第3号）により申請しなければならない。

(事業報告書の様式)

第4条 法第13条第5項第5号の表の五の項（二）の規定により提出する事業報告書の様式は、事業報告書（様式第4号）のとおりとする。

2 前項の提出は、開設者と卸売業者が同一であるときは、運営状況報告書兼事業報告書（様式第5号）の提出をもって代えることができる。

(変更の認定申請)

第5条 法第14条において読み替えて準用する法第6条第1項の規定により変更の認定を受けようとするときは、認定事項の変更に係る認定申請書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第6条 省令第26条の県が別に定める軽微な変更は、同条第5号に掲げる事項の変更にあっては、同号の規定中「10パーセント」とあるのは、「30パーセント」とする。

(変更の届出)

第7条 法第14条において読み替えて準用する法第6条第2項の規定による届出は、認定事項の軽微な変更に係る届出書（様式第7号）により、届け出なければならない。

2 前項の届出は、変更の日から30日以内に行わなければならない。

(休止又は廃止の届出)

第8条 法第14条において読み替えて準用する法第7条の規定による届出は、地方卸売市場業務の休止又は廃止に係る届出書（様式第8号）により、届け出なければならない。

2 前項の届出は、休止又は廃止の日の7日前までに届け出なければならない。

(運営状況の報告)

第9条 法第14条において読み替えて準用する法第12条第1項の規定による報告は、毎年度経過後4月以内に運営状況報告書（様式第9号）により行わなければならない。

2 第4条第2項の規定は、前項の報告について準用する。

(身分証明書)

第10条 法第14条において読み替えて準用する法第12条第3項の身分を示す証明書は、地方卸売市場立入検査職員証明書（様式第10号）によるものとする。

（書類の経由）

第11条 この細則により知事に提出する書類は、地方卸売市場の所在地を管轄する市町の長及び振興局長を経由しなければならない。

附 則

この規則は、令和2年6月21日から施行する。ただし、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）附則第3条第3項の申請に係る第2条及び第3条の規定による申請については、この規則の施行前であっても第2条及び第3条の規定を適用する。

(様式第1号)

年 月 日

## 地方卸売市場開設認定申請書

長崎県知事 様

地方卸売市場の名称

申請者住所

法人名称

代表者の役職及び氏名

地方卸売市場の開設の認定を受けたいので、卸売市場法第13条1項の規定により次のとおり申請します。

## 1. 開設者等

地方卸売市場を開設しようとする者	住 所	
	氏 名 〔代表者の役職及び氏名〕	
地方卸売市場の名称		
地方卸売市場の所在地		
連 絡 先		
改正前の開設年月		

## 2. 施設

施設の名称	設置年月	面積	施設の名称	設置年月	面積
	年 月	m <sup>2</sup>		年 月	m <sup>2</sup>
	年 月	m <sup>2</sup>		年 月	m <sup>2</sup>
	年 月	m <sup>2</sup>		年 月	m <sup>2</sup>
	年 月	m <sup>2</sup>		年 月	m <sup>2</sup>

(注) 卸売場、仲卸売場および倉庫（冷蔵又は冷凍で保管するものを含む）については、生鮮食料品等の区分ごとに記載すること

## 3. 取扱品目並びに品目ごとの数量・金額

(1) 取扱品目：

(2) 取扱品目ごとの数量及び金額の実績及び見込み

取扱品目	実績（年度）	見込み（年度）
	トン	トン
	千円	千円
	トン	トン
	千円	千円

- ※ 実績の欄には直近年度の数量および金額を記載し、見込みの欄には申請年度の見込み数量および金額を記載
- ※ 花きについては、金額のみを記載

4. 卸売市場の業務運営体制

（記載上の注意）

組織図で示し、各部門担当役員の氏名、担当業務の従業員数および業務概要を付記すること。（別添可）

5. 開設者の財務状況（直近の年度について記載すること）

(1) 収支状況

民設 準公設	資本金	資本合計（純資産額）	経常損益
公設	総収入	うち使用料	うち一般会計からの繰出金
	総支出	うち市場管理費	うち建設改良費

- ※ 直近年度の貸借対照表及び損益計算書並びに申請年度の貸借対照表及び損益計算書の見込みを添付すること
- ※ 地方公共団体が申請する場合には、（様式第1号別表）に記載の上添付すること。

(2) 長期借入金及び起債の返済・償還計画

年 度	元 金	利 子	元金+利子
年度 (直近年度)	千円	千円	千円
年度			
年度			
年度			
年度			

- ※ 事業年度における長期借入金及び起債について、各年度末における長期借入金及び起債の残高の見込みを記載すること。



6. 卸売業者の財務状況（直近の年度について記載すること）

名称	代表者名	取扱品目	資本金	資本合計 (純資産額)	経常損益	取扱実績
						トン 千円
						トン 千円

- ※ 開設者と卸売業者が同一会社の場合は記入を省略できる
- ※ 開設者と卸売業者が異なる場合は、卸売業者の直近年度の貸借対照表及び損益計算書を添付すること
- ※ 純資産額については、貸借対照表の純資産額合計を記載する。

7. 取引参加者等の状況

(単位：社または人)

取扱品目	仲卸業者	小売業者	仲買業者	加工業者	他市場の 卸売業者	その他	計

- ※ 市場の取扱品目ごとに記載すること

(添付書類等)

新たに開設認定を申請する者	既に改正前の卸売市場法における 開設許可を受けている者
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業務規程</li> <li>○ 長崎県卸売市場法施行細則様式第1号別紙</li> <li>○ 地方公共団体が申請する場合には、長崎県卸売市場法施行細則様式第1号別表</li> <li>○ 開設者に関する書類                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定款</li> <li>・ 登記事項証明書</li> <li>・ 役員名簿及び役員の履歴書</li> <li>・ 長崎県卸売市場法施行細則様式第9号（開設者が事業の開始後1年を経過していないものである場合にあっては、申請の日を含む年度の事業計画書）</li> <li>・ 卸売市場の施設の配置図</li> </ul> </li> <li>○ 卸売業者に関する書類                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定款</li> <li>・ 登記事項証明書</li> <li>・ 役員名簿</li> <li>・ 長崎県卸売市場法施行細則様式第4号（卸売業者が事業の開始後1年を経過していないものである場合にあっては、申請の日を含む年度の事業計画書）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業務規程</li> <li>○ 長崎県卸売市場法施行細則様式第1号別紙</li> <li>○ 地方公共団体が申請する場合には、長崎県卸売市場法施行細則様式第1号別表</li> </ul>



(様式第1号別紙)

年 月 日

長崎県知事

様

地方卸売市場の名称

申請者住所

法人名称

代表者の役職及び氏名

欠格事由非該当の誓約および反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書

私は、長崎県卸売市場施行細則に基づき、地方卸売市場認定申請を行うにあたり、卸売市場法（以下「法」という）第14条において読み替えて準用する法第5条の欠格事由に該当しない旨、誓約すると共に、次の事項について表明、確約します。

- 1 私[当社]は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明、確約 <いたします・いたしません>
  - ① 暴力団
  - ② 暴力団員
  - ③ 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
  - ④ 暴力団準構成員
  - ⑤ 暴力団関係企業
  - ⑥ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
  - ⑦ 特殊知能暴力集団
  - ⑧ その他前各号に準ずる者
  
- 2 私[当社]は、現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下「反社会的勢力等」という。）と次の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明、確約 <いたします・いたしません>
  - ① 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
  - ② 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
  - ③ 自己、自社若しくは第三者に損害を与えるなど、反社会的勢力等を利用する関係
  - ④ 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
  - ⑤ その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
  
- 3 私[当社]は、これらの各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合及びこの表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしで地方卸売市場認定を取り消されても一切異議を申し立てず、また、賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切申請者の責任とすることを表明、確約 <いたします・いたしません>

(様式第2号)

第 号

地方卸売市場開設認定証

- 一 地方卸売市場の名称
- 二 地方卸売市場の所在地
- 三 開設者の名称
- 四 取扱品目

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条の第1項の規定により地方卸売市場の開設の認定を受けたことを証する。

年 月 日

長崎県知事



(様式第3号)

年 月 日

地方卸売市場開設認定証再交付申請書

長崎県知事 様

地方卸売市場の名称

申 請 者 住 所

法 人 名 称

代表者の役職及び氏名

㊞

地方卸売市場開設認定証の再交付を受けたいので、長崎県卸売市場法施行細則第3条第2項および第3項に基づき申請します。

既交付認定証の 交付年月日及び 番 号	
再交付を申請す る 事 由	

(様式第4号)

事 業 報 告 書

〔 年 月 日から  
年 月 日まで 〕

年 月 日提出

開設者 様

地方卸売市場の所在地  
名 称

卸売業者の氏名 ㊟

法人にあつては名称並びに  
その代表者の役職及び氏名

卸売市場法第14条において読み替えて準用する同法第13条第5項第5号の表の5の項(2)の規定により、事業報告書について次のとおり提出します。

## 第1 業務の状況

## (1) 業務概要

卸 売 業 務 の 概 要 ( 取 扱 品 目 )	
兼 業 業 務 の 概 要 附 帯 業 務 の 概 要	

## (2) 組織概要

組織図で示し、各部門担当役員の氏名、担当業務の従業員数および業務概要を付記すること。(別添可)

## 第2 財務等の状況

資本金	資本合計 (純資産額)	経常損益

※ 報告年度の貸借対照表及び損益計算書を添付すること



第3 品目別取扱高

(単位：トンまたは本・鉢、千円)

種 類	受 託 販 売		買 付 販 売		合 計	
	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額
当期合計						
前年同期						
前年対比	%	%	%	%	%	%

※ 種類の欄は、野菜、果実、つけ物、乾物（加工水産物を除く。）、生鮮水産物、冷凍水産物、加工水産物、牛肉、豚肉、鳥肉、その他の食肉、鳥卵、切花類、鉢物類、花壇用苗物類、花木類、花き種苗類、その他の観賞用植物等に区分して記載すること。

第4 集荷先別取扱高の状況

(単位：千円)

種 類	区 分								
	生産者 個人	生産者 任意 組合	出 荷 団 体	産 地 出 荷 者	商 社	他市場 卸 売 業 者	他市場 仲 卸 業 者	その他	合 計
合 計									

※ 種類の欄には、取扱品目の区分に従い

- ① 青果については、野菜及び果実
- ② 生鮮水産物については、生鮮水産物、冷凍水産物
- ③ 肉類については、牛肉、豚肉、その他
- ④ 花きについては、切花、鉢物、その他
- ⑤ その他の生鮮食料品等に属するものは、農産加工品、青果加工品、水産加工品、塩干加工品、肉類加工品、その他に分類して記載する。

第5 販売の形態

(単位：トンまたは本・鉢、千円)

区 分	せり・入札		相対		その他		計	
	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額
野菜								
果実								
水産物	生鮮							
	冷凍							
	加工							
	小計							
食肉								
花き								
その他								
計								

第6 水産物産地市場の取扱高

(単位：百万円)

区 分	合 計
生 鮮	
冷 凍	
塩 干	
ね り	
そ の 他	
計	

※ 水産物産地市場のみ記載すること

第7 販売代金の回収状況

買		受		人		特 約 の 内 容
平均回収日数	特 約 日 前	特 約 日 数				
日	%	%				

※ 平均回収日数は、次の算式により算出すること。

$$\text{平均回収日数} = L \times \frac{1}{A}$$

Lは、当該事業年度の日数（第8において同じ。）

Aは、当期の卸売業務に係る売上高を卸売業務に係る売掛金及び受取手形の平均月末残高（当期の期首繰

越高及び期中の各月末残高の合計額を当期の月数に1を加算して得たもので除して得た金額をいう。第8において同じ。)で除して得た数値

第8 受託販売に係る仕切金の支払い状況

支 払 い 日 ま で の 日 数		備 考
最 高 日 数	平 均 日 数	
日	日	

※1 平均日数は、次の算式により算出するものとする。

$$\text{平均回収日数} = L \times \frac{1}{A}$$

Aは、当期の卸売業務に係る受託販売高（委託手数料を除く。）を卸売業務に係る受託販売未払金及び支払手形（受託販売の支払いに関するものに限る。）の平均月末残高で除して得た数値

※2 備考欄は、仕切りの概況、仕切りの遅延の事由、その他特記すべき事項を記載すること。

（添付書類等）

※ 報告年度の貸借対照表及び損益計算書を添付すること

(様式第5号)

運 営 状 況 報 告 書  
兼 事 業 報 告 書

( 年 月 日から  
年 月 日まで )

年 月 日提出

長崎県知事 様

地方卸売市場の名称

申 請 者 住 所

法 人 名 称

代表者の役職及び氏名

㊟

卸売市場法第14条において読み替えて準用する同法第12条第1項及び同法第13条第5項第5号の表の5の項(2)の規定により、運営状況報告書兼事業報告書を提出します。

第1 業務の状況

卸 売 業 務 の 概 要 ( 取 扱 品 目 )	
兼 業 業 務 の 概 要 附 帯 業 務 の 概 要	

第2 業務運営体制の状況

組織図で示し、各部門担当役員の氏名、担当業務の従業員数および業務概要を付記する。(別添可)

第3 施設(施設面積の10%以内の増減があった場合に記載する)

施設の名称	設置年月	面積	施設の名称	設置年月	面積
	年 月	m <sup>2</sup>		年 月	m <sup>2</sup>
	年 月	m <sup>2</sup>		年 月	m <sup>2</sup>
	年 月	m <sup>2</sup>		年 月	m <sup>2</sup>
	年 月	m <sup>2</sup>		年 月	m <sup>2</sup>

※ 卸売場、仲卸売場および倉庫(冷蔵又は冷凍で保管するものを含む)については、生鮮食料品等の区分ごとに記載すること

第4 財務等の状況

資本金	資本合計(純資産額)	経常損益

※ 直近年度の貸借対照表及び損益計算書を添付すること

長期借入金及び起債の返済・償還計画

年 度		元 金	利 子	元金+利子
(報告年度)		千円	千円	千円
年度				
年度				
年度				
年度				

※ 事業年度における長期借入金及び起債について、各年度末における長期借入金及び起債の残高の見込みを記載すること。

第5 業務運営に係る公表の状況（写真等添付可）

(1) 売買取引の結果について（卸売市場法第13条第5項第3号ロ）

(2) 売買取引の方法について（卸売市場法第13条第5項第4号イ）

(3) 決済方法について（卸売市場法第13条第5項第4号ロ）

※ インターネット利用によって公表している場合は該当ページのURL（アドレス）を掲載すること

※ 写真等で提出する場合は、掲示場所や方法を明記すること。

第6 監督措置の状況

対象業者名	実施年月日	検査内容

※ 実施した場合のみ記載

※ 複数の市場がある場合は、市場ごとに表を作成

※ 「その他の措置」とは、検査以外において是正を求めたもの等を記載

第7 品目別取扱高

（単位：トンまたは本・鉢、千円）

種 類	受 託 販 売		買 付 販 売		合 計	
	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額
当期合計						
前年同期						
前年対比	%	%	%	%	%	%

（注）種類の欄は、野菜、果実、つけ物、乾物（加工水産物を除く。）、生鮮水産物、冷凍水産物、加工水産

物、牛肉、豚肉、鳥肉、その他の食肉、鳥卵、切花類、鉢物類、花壇用苗物類、花木類、花き種苗類、その他の観賞用植物等に区分して記載すること。

第8 集荷先別取扱高の状況

(単位：千円)

種類	区分	生産者 個人	生産者 任意 組合	出 荷 団 体	産 地 出 荷 業 者	商 社	他市場 卸 売 業 者	他市場 仲 卸 業 者	その他	合 計
	合 計									

※ 種類の欄には、取扱品目の区分に従って

- ① 青果については、野菜及び果実
- ② 生鮮水産物については、生鮮水産物、冷凍水産物
- ③ 肉類については、牛肉、豚肉、その他
- ④ 花きについては、切花、鉢物、その他
- ⑤ その他の生鮮食料品等に属するものは、農産加工品、青果加工品、水産加工品、塩干加工品、肉類加工品、その他に分類して記載する。

第9 販売の形態

(単位：トンまたは本・鉢、千円)

区 分	せり・入札		相 対		そ の 他		計	
	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額
野菜								
果実								
水産物	生鮮							
	冷凍							
	加工							
	小計							
食肉								
花き								
その他								
計								



## 第10 水産物産地市場の取扱高

(単位：百万円)

区 分	合 計
生 鮮	
冷 凍	
塩 干	
ね り	
そ の 他	
計	

※ 水産物産地市場のみ記載すること

## 第11 販売代金の回収状況

買 受 人			特 約 の 内 容
平均回収日数	特 約 日 前	特 約 日 数	
日	%	%	

※ 平均回収日数は、次の算式により算出すること。

$$\text{平均回収日数} = L \times \frac{1}{A}$$

Lは、当該事業年度の日数（第12において同じ。）

Aは、当期の卸売業務に係る売上高を卸売業務に係る売掛金及び受取手形の平均月末残高（当期の期首繰越高及び期中の各月末残高の合計額を当期の月数に1を加算して得たもので除して得た金額をいう。第12において同じ。）で除して得た数値

## 第12 受託販売に係る仕切金の支払い状況

支 払 い 日 ま で の 日 数		備 考
最 高 日 数	平 均 日 数	
日	日	

※1 平均日数は、次の算式により算出するものとする。

$$\text{平均回収日数} = L \times \frac{1}{A}$$

Aは、当期の卸売業務に係る受託販売高（委託手数料を除く。）を卸売業務に係る受託販売未払金及び支払手形（受託販売の支払いに関するものに限る。）の平均月末残高で除して得た数値

※2 備考欄は、仕切りの概況、仕切りの遅延の事由、その他特記すべき事項を記載すること。

## 第13 買受人の状況 (単位：社または人)

業務区分	
仲卸業者	
小売業者	
仲買業者	
加工業者	
他市場の卸売業者	
その他	
計	

## 第14 認定事項の軽微な変更の状況

1. 変更の内容
2. 変更の理由
3. 変更内容の施行年月日

(添付資料等)

- ・ 業務規程における必須規定事項以外の変更について、本様式をもって軽微な変更の届出にあてる場合は、業務規程の新旧対照表を添付すること
- ・ 取引参加者・関係事業者の参入・廃業等に関して、本様式をもって軽微な変更の届出にあてる場合は、事業者のわかる名簿等を添付すること

(様式第6号)

年 月 日

## 認 定 事 項 の 変 更 に 係 る 認 定 申 請 書

長崎県知事 様

地方卸売市場の名称

申 請 者 住 所

法 人 名 称

代表者の役職及び氏名

㊟

卸売市場法（以下「法」という）第14条において読み替えて準用する法第6条第1項の規定により、地方卸売市場の認定に係る事項の変更について認定をうけたいので、次のとおり申請します。

## 1. 変更の内容

 変更前 変更後

## 2. 変更理由

## 3. 変更内容の施行年月日

年 月 日

## 4. 添付書類

(記載上の注意)

- ・ 「1. 変更の内容」については、変更前後の内容が対比して記載したものを別紙として添付してもよい。
- ・ 省令第17条第3項に掲げる添付書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付すること。
- ・ 業務規程の変更にあたっては、変更後の業務規程を必ず添付すること。

(様式第7号)

年 月 日

## 認定事項の軽微な変更に係る届出書

長崎県知事 様

地方卸売市場の名称

申請者住所

法人名称

代表者の役職及び氏名

㊞

卸売市場法（以下「法」という）第14条において読み替えて準用する法第6条第2項の規定により、地方卸売市場の認定に係る事項の軽微な変更について、次のとおり届け出ます。

## 1. 変更の内容

 変更前 変更後

## 2. 変更理由

## 3. 変更内容の施行年月日

年 月 日

## 4. 添付書類

## (記載上の注意)

- ・ 「1. 変更の内容」については、変更前後の内容が対比して記載したものを別紙として添付してもよい。
- ・ 省令第26条及び細則第6条に定める軽微な変更該当するものに関しては、省令第27条第2項の規定に基づき、変更の都度届け出る必要はなく、毎年度の卸売市場の運営状況報告書において、変更内容を記載することで代えることができる。
- ・ 省令第17条第3項に掲げる添付書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付すること。
- ・ 業務規程の変更にあたっては、変更後の業務規程を必ず添付すること。

(様式第8号)

年 月 日

地方卸売市場業務の休止又は廃止に係る届出書

長崎県知事 様

地方卸売市場の名称

申 請 者 住 所

法 人 名 称

代表者の役職及び氏名 ㊤

地方卸売市場を休止〔廃止〕するので、卸売市場法第14条において読み替えて準用する同法第7条の規定により地方卸売市場の業務の休止〔廃止〕について次のとおり届出します。

開設の認定を受けた 年 月 日 及 び 番 号		
休 止 〔 廃 止 〕 し ょ う と す る 地 方 卸 売 市 場	名 称	
	所 在 地	
	取 扱 品 目	
休 止 の 期 間 〔 廃 止 の 予 定 年 月 日 〕		
休 止 〔 廃 止 〕 し ょ う と す る 事 由		
取引参加者への通知状況		

※ 廃止の届出に当たっては〔 〕の文言とすること。

(様式第9号)

## 運 営 状 況 報 告 書

年	月	日から
年	月	日まで

年 月 日提出

長崎県知事 様

地方卸売市場の名称

申 請 者 住 所

法 人 名 称

代表者の役職及び氏名

㊟

卸売市場法第14条において読み替えて準用する同法第12条第1項の規定により、当該卸売市場の運営状況について次のとおり提出します。

## 第1 組織の名称および代表者の役職氏名等

名称	
開設者名及び代表者名	
所在地	
区分	公設・準公設・民設
取扱品目	

## 第2 施設（施設面積の10%以内の増減があった場合に記載する）

施設の名称	設置年月	面積	施設の名称	設置年月	面積
	年 月	m <sup>2</sup>		年 月	m <sup>2</sup>
	年 月	m <sup>2</sup>		年 月	m <sup>2</sup>
	年 月	m <sup>2</sup>		年 月	m <sup>2</sup>
	年 月	m <sup>2</sup>		年 月	m <sup>2</sup>

※ 卸売場、仲卸売場および倉庫（冷蔵又は冷凍で保管するものを含む）については、生鮮食料品等の区分ごとに記載すること

## 第3 業務運営体制の状況

組織図で示し、各部門担当役員の氏名、担当業務の従業員数および業務概要を付記する。（別添可）



## 第4 財務等の状況

## (1) 公設

(単位：千円)

総収入	うち使用料	うち一般会計からの繰出金
総支出	うち市場管理費	うち建設改良費

※ 地方公共団体が提出する場合には、(様式第1号別表)に記載の上添付すること。

## (2) 準公設・民設

資本金	資本合計(純資産額)	経常損益

※ 直近年度の貸借対照表及び損益計算書を添付すること

## (3) 長期借入金及び起債の返済・償還計画

年 度	元 金	利 子	元金+利子
(報告年度) 年度	千円	千円	千円
年度			
年度			
年度			
年度			

※ 事業年度における長期借入金及び起債について、各年度末における長期借入金及び起債の残高の見込みを記載すること。

## 第5 業務運営に係る公表の状況(写真等添付可)

## (1) 売買取引の結果について(卸売市場法第13条第5項第3号ロ)

## (2) 売買取引の方法について(卸売市場法第13条第5項第4号イ)

## (3) 決済方法について(卸売市場法第13条第5項第4号ロ)

※ インターネット利用によって公表している場合は該当ページのURL(アドレス)を掲載すること

※ 写真等で提出する場合は、掲示場所や方法を明記すること。

## 第6 監督措置の状況

## 検査およびその他の措置実績

対象業者名	実施年月日	検査内容

※ 実施した場合に記載する

※ 複数の市場がある場合は、市場ごとに表を作成

※ 「その他の措置」とは、検査以外において是正を求めたもの等を記載

## 第7 取扱品目ごとの数量及び金額の実績及び見込み

取扱品目	実績（年度）	見込み（年度）
	トン	トン
	千円	千円
	トン	トン
	千円	千円

※ 複数の市場がある場合は、市場ごとに表を作成すること

※ 実績の欄には直近年度の数量および金額を記載し、見込みの欄には報告年度の見込みを記載

※ 花きについては、金額のみを記載

## 第8 買受人の状況（単位：社または人）

業務区分	
仲卸業者	
小売業者	
仲買業者	
加工業者	
他市場の卸売業者	
その他	
計	

第9 認定事項の軽微な変更の状況

1. 変更の内容

2. 変更の理由

3. 変更内容の施行年月日

(添付資料等)

- ・ 当該年度における卸売業者の事業報告書を添付すること
- ・ 業務規程における必須規定事項以外の変更について、運営状況報告書をもって軽微な変更の届出にあてる場合は、業務規程の新旧対照表を添付すること
- ・ 取引参加者・関係事業者の参入・廃業等に関して、運営状況報告書をもって軽微な変更の届出にあてる場合は、事業者のわかる名簿等を添付すること

(様式第10号)

身分証明書 (用紙の大きさは、日本工業規格A7とする。)

表

地方卸売市場立入検査職員証明書		第 号
職名及び氏名		
年 月 日生		
写  真	上記の者は、卸売市場法第14条において読み替えて準用する同法第12条第2項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。	
	年 月 日	
長崎県知事		印

裏

## 卸売市場法抜すい

第14条 (略) 第12条の規定は、前条第1項の認定について準用する。この場合において、これらの規定(第6条第1項を除く。)中「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、(略)読み替えるものとする。

第12条第2項 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、中央卸売市場の開設者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に、中央卸売市場の開設者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第12条第3項 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

第12条第4項 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第12条第1項若しくは第2項(これらの規定を第14条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項(第14条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

長崎県建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

**長崎県規則第25号**

長崎県建設工事執行規則の一部を改正する規則

長崎県建設工事執行規則（昭和49年長崎県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(指名競争入札参加者等への通知)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 契約担任者は、前条に規定する指名競争入札参加者が長崎県建設工事の指名基準に抵触した場合等諸般の事由があるときは、その者の指名を取り消すことができる。この場合において、その者に対する通知は<u>指名取消通知書</u>（様式第3号の3）により行うものとする。</p> <p>3 略</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第13条 契約担任者は、<u>必要があるときは</u>、契約を解除することができる。この場合においては、契約解除通知書（様式第6号）により受注者に通知するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 契約担任者は、前項の場合において支払済みの前払金があるときは、当該前払金の額（第44条及び第48条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を前項の出来形部分に相応する請負代金額から控除するものとする。この場合において支払済みの前払金額になお余剰があるときは、その余剰額に対し、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、<u>年2.6パーセント</u>の割合で計算した額の利息を徴収するものとする。ただし、受注者の責めによらない理由により、契約を解除した場合については、この限りでない。</p> <p>4及び5 略</p> <p>(契約解除に伴う措置)</p> <p>第14条 契約担任者又は受注者は、<u>工事の完成前に</u>契約が解除された場合においては、次に掲げる措置をとるものとする。</p> <p>(1) 工事用地等にその所有に属する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有に属するこれらの物件を含む。）があるときは、これを撤去するとともに、工事用地等を修復し、<u>取り片付けて</u>契約担任者に明け渡さなければならない。</p> <p>(2) 前号の場合において受注者が正当な理由がなく一定の期間内に物件を撤去せず、又は工事用地等を修復若しくは取片付けを行わないときは、契約担任者は、受注者に代って当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行なうことができる。この場合において、受注者は、契約担任者が行った当該処分等に対し、異議を申し出ることができないものとし、これに要した費用を負担しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>工事の完成後に</u>契約が解除された場合は、<u>解除に伴い生じる事項の処理については、契約担任者及び受注者が民法</u></p>	<p>(指名競争入札参加者等への通知)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 契約担任者は、前条に規定する指名競争入札参加者が長崎県建設工事の指名基準に抵触した場合等諸般の事由があるときは、その者の指名を取り消すことができる。この場合において、その者に対する通知は<u>入札執行取消通知書</u>（様式第3号の3）により行うものとする。</p> <p>3 略</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第13条 契約担任者は、<u>工事が完成しない間は</u>、契約を解除することができる。この場合においては、契約解除通知書（様式第6号）により受注者に通知するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 契約担任者は、前項の場合において支払済みの前払金があるときは、当該前払金の額（第42条及び第43条の4の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を前項の出来形部分に相応する請負代金額から控除するものとする。この場合において支払済みの前払金額になお余剰があるときは、その余剰額に対し、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、<u>年2.7パーセント</u>の割合で計算した額の利息を徴収するものとする。ただし、受注者の責めによらない理由により、契約を解除した場合については、この限りでない。</p> <p>4及び5 略</p> <p>(契約解除に伴う措置)</p> <p>第14条 契約担任者又は受注者は、契約が解除された場合においては、次に掲げる措置をとるものとする。</p> <p>(1) 工事用地等にその所有に属する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有に属するこれらの物件を含む。）があるときは、これを撤去するとともに、工事用地等を修復し、<u>又は取り片付けて</u>契約担任者に明け渡さなければならない。</p> <p>(2) 前号の場合において受注者が正当な理由がなく一定の期間内に物件を撤去せず、又は工事用地等を修復若しくは取片付けを行なわないときは、契約担任者は、受注者に代って当該物件を処分し、<u>その他</u>工事用地等を修復若しくは取片付けを行なうことができる。この場合において、受注者は、契約担任者が行った当該処分等に対し、異議を申し出ることができないものとし、これに要した費用を負担しなければならない。</p> <p>2 略</p>

(明治29年法律第89号)の規定に従って協議して定めるものとする。

(著しく短い工期の禁止)

第18条 契約担任者は、工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期としないようにしなければならない。

(工期の延長及び短縮)

第19条 受注者は、天候の不良等その責めに帰すことができない理由その他の正当な理由により工期内に工事を完成することができないときは、遅滞なく、工期延期届(様式第11号)により契約担任者に請求しなければならない。この場合において契約担任者は、受注者と協議して延長日数を定めるものとする。

2 契約担任者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。この場合において、請負代金額を変更する必要があると認められるとき又は受注者に損害を及ぼした場合で費用の負担が必要と認められるときは、受注者と協議して定めるものとする。

3 略

(履行遅滞の場合の損害賠償請求等)

第20条 契約担任者は、受注者の責めに帰すべき理由により工期内に工事を完成できない場合においては、損害の賠償を受注者に請求することができる。

2 前項の損害の賠償額は、請負代金額(第44条の規定により部分引渡しによる支払がある場合は、当該支払額を控除した額)につき、遅延日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額とする。

3 受注者は、契約担任者の責めに帰すべき理由により、第41条第2項及び第45条第2項の規定による請負代金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を契約担任者に請求することができる。

(現場代理人及び主任技術者等)

第21条 受注者は、工事に着手するときは、現場代理人、主任技術者等(主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐をいう。以下同じ)及び専門技術者を定め、契約締結後7日以内に現場代理人等決定(変更)通知書(様式第12号)により、契約担任者に通知しなければならない。これを変更したときも同様とする。

2 略

3 契約担任者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

4 略

5 契約担任者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事に係る下請契約の請負代金の総額が4,000万円以上(建築一式工事にあつては6,000万円以上)となる場合においては、当該工事現場に監理技術者を置かなければならない

6 公共性のある工作物に関する重要な工事(工事一件の請負代金の額が3,500万円以上のもの。ただし、当該工事

(工期の延長及び短縮)

第18条 受注者は、天候の不良等その責めに帰すことができない理由その他の正当な理由により工期内に工事を完成することができないときは、遅滞なく、工期延長申込書(様式第11号)により契約担任者に申し込まなければならない。この場合において契約担任者は、受注者と協議して延長日数を定めるものとする。

2 契約担任者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは工期の短縮変更を、工期を延長すべき場合において特別の理由があるときは通常必要とする工期に満たない工期への変更を受注者に請求できる。この場合において、請負代金額を変更する必要があると認められるとき又は受注者に損害を及ぼした場合で費用の負担が必要と認められるときは、受注者と協議して定めるものとする。

3 略

(履行遅滞の場合における損害金等)

第19条 契約担任者は、受注者の責めに帰すべき理由により工期内に工事を完成できない場合においては、損害金の支払を受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金額(第43条の規定により部分引渡しによる支払がある場合は、当該支払額を控除した額)につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額とする。

3 受注者は、契約担任者の責めに帰すべき理由により、第40条第2項及び第43条第2項の規定による請負代金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を契約担任者に請求することができる。

(現場代理人及び主任技術者等)

第20条 受注者は、工事に着手するときは、現場代理人及び主任技術者等(主任技術者又は監理技術者及び専門技術者をいう。以下同じ)を定め、契約締結後7日以内に現場代理人等決定(変更)通知書(様式第12号)により、契約担任者に通知しなければならない。これを変更したときも同様とする。

2 略

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

4 略

5 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事に係る下請契約の請負代金の総額が4,000万円以上(建築一式工事にあつては6,000万円以上)となる場合においては、当該工事現場に監理技術者を置かなければならない。

6 公共性のある工作物に関する重要な工事(工事一件の請負代金の額が3,500万円以上のもの。ただし、当該工事



が建築一式工事である場合においては7,000万円以上のもの)については、工事現場ごとに専任の主任技術者又は監理技術者を置かなければならない。(監理技術者補佐を設置する場合を除く)

7 現場代理人、主任技術者等及び専門技術者は、兼ねることができる。

第22条～第23条 略

(工程表の提出)

第24条 受注者は、工期の開始日から40日以内に、設計図書に定める計画工程表を作成し、契約担任者に提出しなければならない。

(工事の施工)

第25条 略

2～4 略

5 受注者等は、工事の施工にあたり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに書面をもつてその旨を監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1)～(5)略

6及び7 略

第26条及び第27条 略

(支給材料及び貸与品)

第28条 略

2 略

3 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者等の立会いの上、契約担任者の負担において、当該支給材料又は貸与品の検査をしなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、受注者等は、その旨を直ちに監督職員に通知しなければならない。

4 略

5 受注者等は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関し契約の内容に適合しないこと(第3項の検査により発見することが困難であったものに限る。)などがあり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに監督職員に通知しなければならない。

6 監督職員は、受注者等から第3項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者等に請求しなければならない。

7～12 略

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

第29条 略

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第30条 略

2 契約担任者又は監督職員は、受注者等が第27条第2項若しくは前条第1項から第3項までの規定に違反し、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、必要に応じて工事の

が建築一式工事である場合においては7,000万円以上のもの)については、工事現場ごとに専任の主任技術者又は監理技術者を置かなければならない。

7 主任技術者等は、現場代理人を兼ねることができる。

第21条～第22条 略

(工程表の提出)

第23条 受注者は、工期の開始日から30日以内に、設計図書に定める計画工程表を作成し、契約担任者に提出しなければならない。

(工事の施工)

第24条 略

2～4 略

5 受注者等は、工事の施工にあたり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに書面をもつてその旨を監督職員に報告し、その確認を請求しなければならない。

(1)～(5) 略

6及び7

第25条及び第26条 略

(支給材料及び貸与品)

第27条 略

2 略

3 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者等の立会いの上、契約担任者の負担において、当該支給材料又は貸与品の検査をしなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、受注者等は、その旨を直ちに監督職員に報告しなければならない。

4 略

5 受注者等は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第3項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに監督職員に報告しなければならない。

6 監督職員は、受注者等から第3項後段又は前項の規定による報告を受けた場合において必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者等に請求しなければならない。

7～12 略

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

第28条 略

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第29条 略

2 契約担任者又は監督職員は、受注者等が第26条第2項若しくは前条第1項から第3項までの規定に違反し、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、必要に応じて工事の

<p>施工部分を最小限度破壊して検査することができる。この場合において、当該検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。</p> <p>(部分使用)</p> <p><u>第31条</u> 契約担任者は、<u>第39条第2項</u>の規定による引渡し前においても工事目的物の全部又は一部について、<u>部分使用承諾書</u>(様式第14号)により受注者の承諾を得て使用することができる。</p> <p>2及び3 略</p> <p><u>第32条及び第33条</u> 略</p> <p>(完成検査)</p> <p><u>第34条</u> 受注者は、工事が完成したときは、<u>完成通知書</u>(様式第16号)に工事写真等の工事記録を添えて契約担任者に通知しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(破壊検査等)</p> <p><u>第35条</u> 略</p> <p>(工事の手直し)</p> <p><u>第36条</u> 略</p> <p>2 受注者は、前項の工事の手直しを完了したときは、直ちに<u>修補完了届</u>(様式第18号の2)を検査職員に提出し、検査職員の検査を受けなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(費用の負担)</p> <p><u>第37条</u> 略</p> <p>(既済部分検査)</p> <p><u>第38条</u> 受注者は、契約に基づき部分払の請求をしようとするときは、<u>請負工事既済部分検査請求書</u>(様式第19号)に既済部分の確認に必要な工事写真等の工事記録を添えて契約担任者に<u>請求</u>しなければならない。</p> <p>2～5 略</p> <p>6 <u>第35条</u>から前条までの規定は、既済部分検査に準用する。</p> <p>(引渡し)</p> <p><u>第39条</u> 略</p> <p>(部分引渡し)</p> <p><u>第40条</u> 工事目的物について、契約担任者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該部分の工事が完了したときは、<u>指定部分完成通知書</u>(様式第19号の3)により、契約担任者に通知しなければならない。</p> <p><u>2</u> <u>第34条</u>から<u>第37条</u>まで及び前条の規定は、<u>指定部分の工事完了に準用する</u>。</p> <p>(完成払)</p> <p><u>第41条</u> 受注者は、<u>第39条第1項</u>の通知を受けた場合において、請負代金の支払を請求しようとするときは、<u>請求書(完成払)</u>(様式第21号)により契約担任者に請求しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(前金払)</p> <p><u>第42条</u> 受注者は、前払金の支払を請求しようとするときは、<u>請求書(前金払)</u>(様式第21号)に、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」と</p>	<p>施工部分を最小限度破壊して検査することができる。この場合において、当該検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。</p> <p>(部分使用)</p> <p><u>第30条</u> 契約担任者は、<u>第38条第2項</u>の規定による引渡し前においても工事目的物の全部又は一部を<u>受注者の書面による承諾</u>を得て使用することができる。</p> <p>2及び3 略</p> <p><u>第31条及び第32条</u> 略</p> <p>(完成検査)</p> <p><u>第33条</u> 受注者は、工事が完成したときは、<u>工事完成通知書</u>(様式第16号)に工事写真等の工事記録を添えて契約担任者に通知しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(破壊検査等)</p> <p><u>第34条</u> 略</p> <p>(工事の手直し)</p> <p><u>第35条</u> 略</p> <p>2 受注者は、前項の工事の手直しを完了したときは、直ちに<u>工事完成通知書</u>を検査職員に提出し、検査職員の検査を受けなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(費用の負担)</p> <p><u>第36条</u> 略</p> <p>(既済部分検査)</p> <p><u>第37条</u> 受注者は、契約に基づき部分払の請求をしようとするときは、<u>既済部分検査申込書</u>(様式第19号)に既済部分の確認に必要な工事写真等の工事記録を添えて契約担任者に<u>申し込まなければならない</u>。</p> <p>2～5 略</p> <p>6 <u>第34条</u>から前条までの規定は、既済部分検査に準用する。</p> <p>(引渡し)</p> <p><u>第38条</u> 略</p> <p>(部分引渡し)</p> <p><u>第39条</u> 工事目的物について、契約担任者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該部分の工事が完了したときは、<u>第33条</u>から<u>第36条</u>まで及び前条の規定を準用する。</p> <p>(完成払)</p> <p><u>第40条</u> 受注者は、<u>第38条第1項</u>の通知を受けた場合において、請負代金の支払を請求しようとするときは、<u>完成払請求書</u>(様式第21号)により契約担任者に請求しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(前金払)</p> <p><u>第41条</u> 受注者は、前払金の支払を請求しようとするときは、<u>前金払請求書</u>(様式第22号)に、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」とい</p>
---	---

いう。)との間に締結した契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約に係る保証証書(以下「保証証書」という。)を添えて契約担任者に請求しなければならない。

2～5 略

6 契約担任者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかつたときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

7～9 略

(中間前金払)

第43条 受注者は、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)附則第3条第2項に規定する前金払(以下「中間前金払」という。)の請求をしようとするときは、あらかじめ契約担任者に認定請求書(様式第22号)に工事履行報告書(様式第22号の2)を添えて同項各号に掲げる要件の認定を請求しなければならない。

2 略

3 受注者は、前項の規定により通知を受けたときは、請求書(中間前金払)(様式第21号)に、保証事業会社との間に締結した契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする中間前金払に関する保証契約の保証証書を添えて中間前金払を契約担任者に請求しなければならない。

4～7 略

8 契約担任者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかつたときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

9 略

10 前条第7項、第8項及び第9項の規定は、中間前金払について準用する。この場合において、同条第7項中「第3項」とあるのは「第43条第5項」と、「前払金」とあるのは「中間前払金」と、第9項中「前払金額」とあるのは「中間前払金額」と読み替えるものとする。

(部分払)

第44条 受注者は、第37条第2項の規定により通知を受けたときは、請求書(部分払)(様式第21号)により契約担任者に請求しなければならない。ただし、請求できる金額は、請負代金相当額の10分の9以内の額とする。

2 略

3 第1項の請負代金相当額は、契約担任者と受注者で協議して定める。ただし、契約担任者が第38条第2項の規定による通知をした日から10日以内に協議が整わない場合には、契約担任者が定め、受注者に通知する。

4 略

(部分引渡しによる支払)

第45条 受注者は、指定部分について第40条の規定において準用する第39条第1項の通知を受けた場合において、当該部分に相応する請負代金の支払を請求しようとするときは、請求書(指定部分完成払)(様式第21号)により契約担任者に請求しなければならない。

2 略

3 指定部分に相応する請負代金の額は、契約担任者及び受

う。)との間に締結した契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約に係る保証証書(以下「保証証書」という。)を添えて契約担任者に請求しなければならない。

2～5 略

6 契約担任者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかつたときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

7～9 略

(中間前金払)

第41条の2 受注者は、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)附則第3条第2項に規定する前金払(以下「中間前金払」という。)の請求をしようとするときは、あらかじめ契約担任者に認定請求書(様式第22号の2)により同項各号に掲げる要件の認定を請求しなければならない。

2 略

3 受注者は、前項の規定により通知を受けたときは、中間前金払請求書(様式第22号の4)に、保証事業会社との間に締結した契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする中間前金払に関する保証契約の保証証書を添えて中間前金払を契約担任者に請求しなければならない。

4～7 略

8 契約担任者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかつたときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

9 略

10 前条第7項、第8項及び第9項の規定は、中間前金払について準用する。この場合において、同条第7項中「第3項」とあるのは「第41条の2第5項」と、「前払金」とあるのは「中間前払金」と、第9項中「前払金額」とあるのは「中間前払金額」と読み替えるものとする。

(部分払)

第42条 受注者は、第37条第2項の規定により通知を受けたときは、部分払請求書(様式第23号)により契約担任者に請求しなければならない。ただし、請求できる金額は、請負代金相当額の10分の9以内の額とする。

2 略

3 第1項の請負代金相当額は、契約担任者と受注者で協議して定める。ただし、契約担任者が第37条第2項の規定による通知をした日から10日以内に協議が整わない場合には、契約担任者が定め、受注者に通知する。

4 略

(部分引渡しによる支払)

第43条 受注者は、指定部分について第39条の規定において準用する第38条第1項の通知を受けた場合において、当該部分に相応する請負代金の支払を請求しようとするときは、指定部分請負代金請求書(様式第24号)により契約担任者に請求しなければならない。

2 略

3 指定部分に相応する請負代金の額は、契約担任者及び受



注者で協議して定める。ただし、契約担任者が第40条の規定において準用する第39条第1項の通知をした日から14日以内に協議が整わない場合には、契約担任者が当該額を定め、受注者に通知する。

(債務負担行為に係る契約の特則)

#### 第46条 略

(債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

第47条 債務負担行為に係る契約の前金払いについては、第42条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第44条第1項の請負代金相当額（以下本条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、当該契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

- 2 前項の場合において契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときは、前項の規定による読替え後の第42条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。
- 3 第1項の場合において契約会計年度に翌会計年度以降の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときは、同項の規定による読替え後の第42条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度以降に支払うべき前払金相当分を含めて前払金の支払を請求することができる。
- 4 第1項の場合において前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、同項の規定による読替え後の第42条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。
- 5 第1項の場合において前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合において、第42条第9項の規定を準用する。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

#### 第48条 略

(第三者による代理受領)

#### 第49条 略

- 2 契約担任者は、前項の規定により、受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書（様式第26号）に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第41条、第44条又は第45条の規定に基づく支払をしなければならない。

(一般的損害)

第50条 工事的目的物の引渡し前に、工事的目的物又は工事材料

注者で協議して定める。ただし、契約担任者が第39条の規定において準用する第38条第1項の通知をした日から14日以内に協議が整わない場合には、契約担任者が当該額を定め、受注者に通知する。

(債務負担行為に係る契約の特則)

#### 第43条の2 略

(債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

第43条の3 債務負担行為に係る契約の前金払いについては、第41条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、第41条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第42条第1項の請負代金相当額（以下本条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、当該契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

- 2 前項の場合において契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときは、前項の規定による読替え後の第41条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。
- 3 第1項の場合において契約会計年度に翌会計年度以降の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときは、同項の規定による読替え後の第41条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度以降に支払うべき前払金相当分を含めて前払金の支払を請求することができる。
- 4 第1項の場合において前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、同項の規定による読替え後の第41条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。
- 5 第1項の場合において前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合において、第41条第9項の規定を準用する。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

#### 第43条の4 略

(第三者による代理受領)

#### 第44条 略

- 2 契約担任者は、前項の規定により、受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書（様式第26号）に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第40条、第42条又は第43条の規定に基づく支払をしなければならない。

(一般的損害)

第45条 工事的目的物の引渡し前に、工事的目的物又は工事材料

について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条又は第52条第1項に規定する損害を除く。）は、受注者の負担とする。ただし、その損害（第54条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。次条第1項において同じ。）のうち契約担任者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、契約担任者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第51条 受注者は、工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第54条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち契約担任者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、契約担任者が負担する。

## 2 略

（不可抗力による損害）

第52条 略

2 契約担任者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第54条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）の状況を確認し、その結果を書面をもつて受注者に通知しなければならない。

## 3 略

4 契約担任者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第27条第2項、第29条第1項若しくは第2項又は第38条第2項の規定による検査、立会その他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

## 5及び6 略

（契約不適合責任）

第53条 契約担任者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対して相当の期間を定めて目的物の補修又は代替物の引渡しによる履行の追完を契約不適合修補請求書（様式第27号）により請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、契約担任者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の規定による契約不適合修補請求を受けた者は確認書（契約不適合修補）（様式第28号）を契約担任者へ提出しなければならない。

3 第1項の規定による履行の追完及び損害賠償の請求は、第39条第2項（第40条において準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から2年（設備機器本体等については1年）以内にこれを行わなければならない。ただし、その契約不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、民法の定めにより請求することができる。

について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条又は第47条第1項に規定する損害を除く。）は、受注者の負担とする。ただし、その損害（第49条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。次条第1項において同じ。）のうち契約担任者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、契約担任者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第46条 受注者は、工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第49条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち契約担任者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、契約担任者が負担する。

## 2 略

（不可抗力による損害）

第47条 略

2 契約担任者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第49条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）の状況を確認し、その結果を書面をもつて受注者に通知しなければならない。

## 3 略

4 契約担任者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第26条第2項、第28条第1項若しくは第2項又は第37条第2項の規定による検査、立会その他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

## 5及び6 略

（瑕疵担保責任）

第48条 契約担任者は、工事目的物に瑕疵があるときは、瑕疵修補請求書（様式第27号）により受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。なお、瑕疵修補請求を受けた者は確認書（様式第28号）を契約担任者へ提出しなければならない。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、契約担任者は、修補を請求することができない。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第38条第2項（第39条において準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から2年（木造の建物及び設備工事等については1年）以内にこれを行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。3 契約担任者は、工事目的物の引渡しの際に

4 契約担任者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに書面をもって受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

5 第1項の規定は、引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は契約担任者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかつたときは、この限りでない。

(火災保険等)

第54条 略

(あっせん又は調停)

第55条 略

2 契約担任者又は受注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者等その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第23条第3項の規定により契約担任者若しくは受注者が決定を行った後、又は契約担任者若しくは受注者が決定を行わずに同項の期間が経過した後でなければ、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第56条 略

(手続等の特例)

第57条 契約担任者は、第6条、第16条第1項若しくは第2項、第17条第1項若しくは第3項、第19条第1項、第21条第1項、第22条第1項若しくは第3項、第24条、第32条、第36条第1項又は第39条の規定にかかわらず、軽微な工事については、当該各条の手続等を省略することができるものとする。

2 契約担任者は、第22条第1項前段の規定にかかわらず、一定の規格の範囲内においてゴム印等を押し、これに必要な事項を記入することにより同条同項の文書の作成に代えることができるものとする。

(一般競争入札及び工事応募型指名競争入札に係る工事の特例)

第58条 一般競争入札に係る工事については第2条第1項ただし書き及び第2項、第5条から第6条の2まで、第7条第1項、第11条並びに第57条の規定、工事応募型指名競争入札に係る工事については第2条第1項ただし書き及び第2項、第11条並びに第57条の規定は、適用しない。

(電子情報処理組織による入札の特例)

第59条 略

瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに書面をもって受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求を行うことはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

4 契約担任者は、工事目的物が第1項の瑕疵により滅失し、又は毀損したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又は毀損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。

5 第1項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は契約担任者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかつたときは、この限りでない。

(火災保険等)

第49条 略

(あっせん又は調停)

第50条 略

2 契約担任者又は受注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者等その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第22条第3項の規定により契約担任者若しくは受注者が決定を行った後、又は契約担任者若しくは受注者が決定を行わずに同項の期間が経過した後でなければ、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第50条の2 略

(手続等の特例)

第51条 契約担任者は、第6条、第16条第1項若しくは第2項、第17条第1項若しくは第3項、第18条第1項、第20条第1項、第21条第1項若しくは第3項、第23条、第31条、第35条第1項又は第38条の規定にかかわらず、軽微な工事については、当該各条の手続等を省略することができるものとする。

2 契約担任者は、第21条第1項前段の規定にかかわらず、一定の規格の範囲内においてゴム印等を押し、これに必要な事項を記入することにより同条同項の文書の作成に代えることができるものとする。

(一般競争入札及び工事応募型指名競争入札に係る工事の特例)

第52条 一般競争入札に係る工事については第2条第1項ただし書き及び第2項、第5条から第6条の2まで、第7条第1項、第11条並びに第51条の規定、工事応募型指名競争入札に係る工事については第2条第1項ただし書き及び第2項、第11条並びに第51条の規定は、適用しない。

(電子情報処理組織による入札の特例)

第53条 略

様式第3号の3を次のように改める。  
様式第3号の3 (第6条関係)

年 月 日



様

知 事  
か い 長 印

指 名 取 消 通 知 書

年 月 日付で入札執行通知をいたしましたので下記の入札指名については、貴社の状況が長崎県建設工事の指名基準に抵触することが判明しましたので、指名を取り消します。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 工期
- 5 開札予定日

様式第8号の5中「第38条」を「第39条」に、「第40条」を「第41条」に、「第43条」を「第44条」に改める。  
 様式第8号の6中「第37条」を「第38条」に、「第34条」を「第35条」に、「年2.7パーセント」を「年2.6パーセント」に、「第38条中「回」」を「第39条中「回」」に、「第42条」を「第43条」に、「第4条 原契約書の第43条」を「第4条 原契約書の第44条」に、「第43条 債務負担行為に係る契約において」を「第44条 債務負担行為に係る契約において」に改める。

様式第8号の7中「第37条」を「第38条」に、「第38条中」を「第39条中」に、「第42条」を「第43条」に、「第43条を次のように」を「第44条を次のように」に、「第43条 債務負担行為」を「第44条 債務負担行為」に、「第38条第6項」を「第39条第6項」に改める。

様式第11号を次のように改める。  
 様式第11号（第19条関係）

年 月 日

様

(受注者) 印

工 期 延 期 届

工事標準請負契約書第22条による工期の延長を下記のとおり請求します。

記

工事番号	
工事名	
契約年月日	
工期	自至
延長工期	自至
理由	

(注) 理由欄には、必要により次の事項について詳細に記載し、又は資料を添付すること。

- (1) 晴雨、荒天の日数等の気象状況
- (2) 作業実施日数
- (3) 休業日数
- (4) 資材、労務者の調達状況

(5) 現在の出来高 (6) 今後の工程 (7) その他

様式第12号中「第20条」を「第21条」に改める。

様式第13号中「第21条」を「第22条」に改める。

様式第14号を次のように改める。

様式第14号 (第31条関係)

年 月 日

受信者：

「受注者名」又は「契約担任者」様

発信者：

「契約担任者」又は「受注者名」 ㊟

工事の部分使用について

標記について、下記のとおり部分使用することを、工事標準請負契約書第34条第1項に基づき（ 協議 ・ 承諾 ）する。

記

1. 使用目的

2. 使用部分

3. 使用期間 自 年 月 日  
至 年 月 日

4. 使用者

5. その他

- (注) 1. (協議・承諾)には、いずれかに印をつける。  
2. 協議の場合は、受信者を「受注者名」、発信者を「契約担任者名」として、発注者が作成する。  
3. 承諾の場合は、受信者を「契約担任者」、発信者を「受注者名」として、受注者が作成する。

様式第15号中「第31条」を「第32条」に改める。

様式第16号を次のように改める。

様式第16号 (第34条関係)

年 月 日

様

(受注者) ㊟

完 成 通 知 書

下記工事は 年 月 日をもって完成したので工事標準請負契約書第32条第1項に基づき通知します。

記

1. 工事番号

2. 工事名





工事標準請負契約書第39条第2項によりの既済部分検査を請求します。

記

工 事 番 号	
工 事 名	
工 期	自 年 月 日
	至 年 月 日
出 来 高	年 月 日 現在の出来高は別紙調書のとおり

様式第19号の2中「第37条」を「第38条」に改め、同様式の次に次の様式を加える。

様式第19号の3（第40条関係）

年 月 日

様

(受注者)

印

指 定 部 分 完 成 通 知 書

下記工事の指定部分は、年 月 日をもって完成したので工事標準請負契約書第32条第1項に基づき通知します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 期 自 至

請負代金額 ￥

指定部分工期 自 至

指定部分に対する請負代金額 ￥

(注) 債務負担行為に基づく契約の場合は請負代金額欄の下段に各年度の出来高予定額を記入すること。

【記載例】

(出来高予定額) 平成〇〇年度 ￥ △△△

～

平成〇〇年度 ￥ △△△

様式第20号中「第38条」を「第39条」に改める。

様式第21号から様式第22号の2までを次のように改める。

様式第21号（第41条、第42条、第43条、第44条、第45条関係）

年 月 日

請 求 書 ( )

様

請求者 (住所)  
(氏名)

㊞

下記のとおり請求します。

請求金額 円

ただし、次の工事 ( ) として

工事番号

工事名

請負代金額

契約金額 円

振込希望金融機関名 ○銀行 ○金庫 店

預金の種別 (1 普通 2 当座 3 その他 ( ))

口座番号

口座名義

フリガナ

(注) ( ) には前金払、中間前金払、部分払、指定部分完成払、完成払の別を記入すること。

様式第22号 (第43条関係)

様

(受注者)

㊞

認 定 請 求 書

工事標準請負契約書第38条第1項に基づき、下記工事の中間前金払の認定を請求します。

記

工 事 番 号

工 事 名

契 約 日

工 期 自  
至

工 事 場 所

請負代金額 円

(注) 債務負担行為に基づく契約の場合は請負代金額欄の下段に各年度の出来高予定額を記入すること。

【記載例】

(出来高予定額) 平成〇〇年度 円 △△△

～

平成〇〇年度 円 △△△

様式第22号の2 (第43条関係)

工 事 履 行 報 告 書

工 事 番 号			
工 事 名			
工 期	～		
日 付	( 月 分)		
月 別	予定工程 % ( ) は工程変更後	実施工程 %	備 考
(記事欄)			

主任監督員	監督員

現場代理人	主任(監理)技術者

様式第22号の3中「第42条の2」を「第43条」に改める。

様式第22号の4を削る。

様式第23号及び様式第24号を次のように改める。

様式第23号及び様式第24号 削除

様式第25号及び様式第26号中「第44条」を「第49条」に改める。

様式第27号を次のように改める。

様式第27号 (第53条関係)

年 月 日

様

契約担任者職氏名

印

契約不適合修補請求書

年 月 日付けで工事請負契約を締結した下記の工事について、契約不適合が認められるので、工事請負契約書第47条第1項に基づき、契約不適合修補を請求します。

なお、当該請求に対し異議のない場合は、別紙の確認書に記入押印のうえ、返送して下さい。

記

- 1 工 事 番 号           第           号
- 2 工 事 名
- 3 工 事 場 所                   市(郡)           町           地内
- 4 契約不適合修補の内容とその理由
- 5 修 補 命 令 事 項
- 6 契約不適合修補完了期日           年   月   日まで
- 7 提 出 書 類  
     着工時提出； 現場代理人等決定通知書、計画工程表  
     完了後提出； 修補完了届（修補完了届には修補前、工事中、完了後の詳細な写真及び資料を添付）

様式第28号を次のように改める。  
様式第28号（第53条関係）

年   月   日

様

受注者 住所  
氏名                    Ⓜ

確 認 書 （契約不適合修補）

年 月 日付けで請求があった、契約不適合修補については、請求内容のとおりこれを誠実に履行いたします。

記

- 1 工 事 番 号           第           号
- 2 工 事 名
- 3 契約不適合修補の工事期間           年   月   日 から   年   月   日まで

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の長崎県建設工事執行規則（以下「新規則」という。）第18条及び第21条（監理技術者補佐に関する部分に限る。）の規定は、令和2年10月1日以後に締結された契約に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「工事」という。）について適用する。  
（経過措置）
- 3 施行日前に締結された契約（当該契約が施行日以後に変更された場合を含む。）に係る工事については、新規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

訓 令

長崎県訓令第3号

本 庁  
地 方 機 関  
労 働 委 員 会

長崎県職員の勤務時間等に関する規程（平成21年長崎県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>第2条の2 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年長崎県人事委員会規則第1号。以下「規則」という。） 第1条の2に規定する任命権者が定める職員は、総務部長が別に定める職員とする。</p> <p>第2条の3 規則第1条の3各号及び第1条の4各号（第1号を除く。）に規定する任命権者があらかじめ定める時間は、総務部長が別に定める時間とする。</p>	

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

**長崎県訓令第4号**

土 木 部  
振 興 局  
土木部関係地方機関

公共用地の取得に伴う損失補償基準（昭和39年長崎県訓令第61号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（建物等の移転料）</p> <p>第28条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>次条の規定による補償をする場合における第1項の規定により建物の所有者に補償する当該建物を移転するのに要する費用の額は、同項の費用の額から同条の規定により算定した額を控除した額とする。</u> <u>（配偶者居住権を有する者に対する建物の移転に係る補償）</u></p> <p>第28条の2 <u>土地等の取得又は土地等の使用に係る土地にある建物が配偶者居住権の目的となっている場合において、当該建物の移転に伴い、当該配偶者居住権が消滅するものと認められるときは、当該配偶者居住権がない場合における当該建物の価格から当該配偶者居住権がある場合における当該建物の価格を控除した額を当該配偶者居住権を有する者に対して補償するものとする。この場合において、前条第1項後段の規定により補償することとなった建物が配偶者居住権の目的となっている場合についても、同様とする。</u></p> <p>（移転雑費）</p> <p>第37条 略</p> <p>2 前項の場合において、当該建物等の所有者、借家人及び配偶者居住権を有する者又は当該代替地等を必要とする者が就業できないときは、第44条、第47条及び第51条に規定するものを除き、それらの者が就業できないことによ</p>	<p>（建物等の移転料）</p> <p>第28条 略</p> <p>2 略</p> <p>（移転雑費）</p> <p>第37条 略</p> <p>2 前項の場合において、当該建物等の所有者及び借家人又は当該代替地等を必要とする者が就業できないときは、第44条、第47条及び第51条に規定するものを除き、それらの者が就業できないことにより通常生ずる損失を補償するも</p>

り通常生ずる損失を補償するものとする。

のとする。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

告 示

**長崎県告示第269号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

- 1 施行者の名称  
諫早市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
昭和45年長崎県告示第668号  
長崎都市計画下水道事業 諫早市公共下水道
- 3 施行期間  
自 昭和45年10月6日 至 令和5年3月31日
- 4 事業地  
収用の部分 変更なし  
使用の部分 栗面町及び平山町地内を事業地に追加する。

**長崎県告示第270号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

- 1 施行者の名称  
大村市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
昭和49年長崎県告示第1788号  
大村都市計画下水道事業 大村公共下水道
- 3 施行期間  
自 昭和49年7月30日 至 令和9年3月31日
- 4 事業地  
収用の部分 変更なし  
使用の部分 野岳町、陰平町、大里町、松原一丁目、松原二丁目、松原本町、草場町、荒瀬町、池田2丁目、雄ヶ原町、上諏訪町、荒平町、徳泉川内町、木場1丁目、木場2丁目、久原一丁目、久原二丁目、向木場町、岩松町、鬼橋町、小路口本町及び小路口町地内を事業地に追加する。

**長崎県告示第271号**

長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第299号）の一部を次のように改正し、令和2年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 産業政策課関係						別表（第2条関係） 産業政策課関係					
補助金の 名 称	交付の 目 的	補助事業の 内容、対象 経費等	補助率 又は額	補 助 対象者		補助金の 名 称	交付の 目 的	補助事業の 内容、対象 経費等	補助率 又は額	補 助 対象者	
1及び2 略						1及び2 略					
3	小規模事業者支援計画推進補助金	事業継続力強化支援計画、経営発達支援計画等を推進すること、小規模事業者の持続的発展と、地域産業の活性化を図る。	補助対象者が行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 長崎県商工会連合会が行う計画推進員の配置等に要する経費 (2) 商工会議所が行う計画推進コーディネーターの招聘に要する経費 (3) 長崎県商工会連合会・商工会議所が行う専門アドバイザーの招聘に要する経費	略	略	3	地域産業活性化支援補助金	県内各地域毎に策定した地域産業活性化計画の目標達成に向けて、商工会・商工会議所を中心に各市町及び事業者等と連携した取組を支援し、産業振興を図る。	補助対象者が行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 長崎県商工会連合会・商工会議所が行う広域経営指導員の配置等に要する経費 (2) 長崎県商工会連合会・商工会議所が行う専門アドバイザーの招聘に要する経費 (3) 商工会議所が行う専門コーディネーターの招聘に要する経費	略	略
4～6 略						4～6 略					
企業振興課関係						企業振興課関係					
補助金の 名 称	交付の 目 的	補助事業の 内容、対象 経費等	補助率 又は額	補 助 対象者		補助金の 名 称	交付の 目 的	補助事業の 内容、対象 経費等	補助率 又は額	補 助 対象者	
1及び2 略						1及び2 略					
3	新成長も のづくり	県内企業の企業間	略			3	新成長も のづくり	中堅企業の企業間	略		



産業支援事業費補助金	連携を伴う事業拡大や生産性向上への取組を総合的に支援し、県外需要の獲得及び県内企業への波及効果の最大化を図る。					産業支援事業費補助金	連携を伴う事業拡大への取組を総合的に支援し、生産性向上等に取り組む企業の裾野拡大を図ることにより、県外需要の獲得及び県内企業への波及効果の最大化、並びに成長ものづくり分野の付加価値向上を目指す。				
4	長崎県航空機クラスター強化推進事業費補助金	企業間連携を伴う事業拡大等の取組を総合的に支援し、県内航空機関連産業の振興を図る。	補助対象者が行う次に掲げる事業の経費のうち、知事が適当と認める経費 (1) 企業間連携事業 ア 技術開発事業 イ 販路開拓事業 ウ 人材育成事業 エ 国際化対応事業 オ 連携支援・設備投資事業 (2) 企業と大学の連	(1) 2分の1以内 (2) 2分の1以内 (3) 10分の10以内	(1) 知事が認定した企業グループに所属する企業、団体等 (2) 知事が適当と認める県内中小企業者等 (3) 公益財団法人長崎県産業振興財団						

			携事業 (3) 取引拡 大支援事 業	
5 略				

6～8 略					
9	中核工業 団地工業 用水整備 促進費補 助金	中核工業 団地工業 用水の整 備を図る。	諫早市が中 核工業団地 の工業用水 整備に伴っ て必要とな る経費	2分の1 以内	諫早市
10及び11 略					

12及び13 略					
14	長崎県食 料産業活 性化促進 事業費補 助金	食料品製 造業にお いて、新 たな市場 進出等の 販路を見 据えた取	次に掲げる 事業に要す る経費 (1)及び(2) 略 (3) テスト マーケ	10分の10 以内	食料品製 造業の振 興を図る 団体で、 知事が適 当と認め るもの

4 略					
5	長崎県組 込みシス テムOJ T人材育 成支援補 助金	組込みシ ステム開 発企業等 の企業誘 致を目指 し、県内 組込みソ フトウェ ア業に従 事する企 業の人材 育成を図 る。	補助対象者 が組込みシ ステムOJ T人材育成 研修事業に おいて人材 育成に要す る経費	2分の1 以内	知事が適 当と認め る県内中 小企業者 等
6～8 略					

9及び10 略					
11	高度人材 確保支援 事業補助 金	研究開発 部門など の立地を 促進する ことによ り、雇用 機会の増 大と地域 経済の活 性化を図 る。	補助対象者 が県内で確 保が困難な 人材を県外 等から確保 する際に要 する次に掲 げる経費 (1) 求人情 報掲載に 要した経 費 (2) 有料職 業紹介事 業者の利 用に要し た経費	予算の範 囲内で知 事が別に 定める基 準による。	県内に事 務所又は 事業所を 新設して 事業を実 施するもの

12及び13 略					
14	長崎県食 料産業活 性化促進 事業費補 助金	県内農林 水産物等 の活用並 びに商品 評価に基 づく商品 の改良及	次に掲げる 事業に要す る経費 (1)及び(2) 略 (3) 商品評 価、アド	10分の10 以内	長崎県食 料産業ク ラスタ ー協 議会 長崎県商 工会連合 会

		組を支援し、付加価値の向上を図る。	ディング・フィードバック (4) 小規模事業者の販路開拓等の促進 (5) その他目的達成のために必要と認められる事業		
--	--	-------------------	--	--	--

15及び16 略

17	産地活力強化事業費補助金	地域産業を支える製品の販路拡大等の取組を支援する。	新たな市場への販路開拓等に要する経費	10分の10以内	長崎県商工会連合会
----	--------------	---------------------------	--------------------	----------	-----------

18	長崎県伝統的工芸品支援事業費補助金	長崎県指定伝統的工芸品の維持・存続を図るため、事業者の販路拡大等に向けた取組を支援する。	補助対象事業者が目的達成のために取り組む販路開拓等に要する経費	2分の1以内	長崎県指定伝統的工芸品製造事業者
----	-------------------	--	---------------------------------	--------	------------------

19～21 略

新産業創造課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1及び2 略					
3	長崎県新産業創出支援事業費補助金	県内における新産業創出の取組を促	次に掲げる事業に要する経費 (1) 略	10分の10以内	略

		び開発を促進し、高付加価値食品を供給することにより、地域経済の活性化を図る。	バイス会等 (4) その他目的達成のために必要と認められる事業		
--	--	--	------------------------------------	--	--

15及び16 略

17	長崎県産地ブランド確立推進事業費補助金	島原手延そうめん、五島手延うどん、壱岐焼酎、三川内焼及び波佐見焼の産地ブランドに係る海外販路拡大等の取組を支援する。	ブランド確立に必要な商品開発及び展示会への出展等の販路開拓に要する経費	10分の10以内	市町及び商工団体と企業等との連携グループで、知事が適当と認める者
----	---------------------	--	-------------------------------------	----------	----------------------------------

18～20 略

新産業創造課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1及び2 略					
3	長崎県新産業創出支援事業費補助金	県内における新産業創出の取組を促	次に掲げる事業に要する経費 (1) 略	予算の範囲内で知事が別に定める基	略

		進する。	(2) 新産業 創出支援 事業 (3) 先進地 連携型ス タート アップ集 積・創出 促進事業 (4) 先端技 術活用促 進事業		
--	--	------	---	--	--

4 略

5	海洋エネ ルギー関 連産業創 出促進事 業補助金	産学官が 連携し、 商用化を 見据えた 取組への 支援等に より、海 洋エネル ギー関連 産業の拠 点形成の 促進を図 る。	次に掲げる 事業に要す る経費 (1)及び(2) 略	(1) 略 (2) 10分 の10以 内又は 2分の 1以内	略
---	--------------------------------------	--	--	---	---

6 略

経営支援課課関係

補助金の 名 称	交付の 目 的	補助事業の 内容、対象 経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1～3 略				

		進する。	(2) <u>スター トアップ 集積・創 出促進事 業</u>		<u>準による。</u>
--	--	------	---	--	--------------

4 略

5	海洋エネ ルギー関 連産業創 出促進事 業補助金	産学官が 連携し、 商用化を 見据えた 取組への 支援等に より、海 洋エネル ギー関連 産業の拠 点形成の 促進を図 る。	次に掲げる 事業に要す る経費 (1)及び(2) 略	(1) 略 (2) 10分 の10以 内	略
---	--------------------------------------	--	--	-------------------------------	---

6 略

経営支援課課関係

補助金の 名 称	交付の 目 的	補助事業の 内容、対象 経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1～3 略				
4	長崎県新 産業創造 資金利子 補給	長崎県新 産業創造 構想に基 づく「ナ ガサキ型 新産業」 の創造と 集積を図 る。	補助対象者 が新産業創 造資金を融 資した場合 の当該利子 に要する経 費。ただし、 利子補給に 関する基準 は知事が別 に定める。	予算の範 囲内で知 事が別に 定める基 準による。  銀行その 他の金融 機関
5	長崎県地 域拠点商 店街支援 事業補助 金	地域の拠 点となる 商店街の 活性化を 図る。	商店街活性 化プランの 策定及びこ れに基づく 事業実施に 要する経費	予算の範 囲内で知 事が別に 定める基 準による。  市町
6	宿泊業生 産性向上 支援補助 金	宿泊業者 の生産性 向上の取 組を促進	補助対象者 が策定する 事業計画を 実行するた	2 分 の 1 以内。 ただし、 500万円  県内に本 店又は主 たる事務 所を有す

4及び5 略

6	商店街等を核とする地域のにぎわい創出支援事業補助金	地域のにぎわいの核となる商店街の活性化に加え、商店街以外のエリアの「新たなにぎわい創出」を図る。	商店街等の「商店街活性化プラン」に基づく事業推進及び商店街以外のエリアにおける商業者等の「新たなにぎわい創出」に向けた取組に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	市町
---	---------------------------	--	---	-----------------------	----

若者定着課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	県内大学等による地域人材育成・定着支援補助金	県内の大学、短期大学及び高等専門学校（県内大学等という）の学生の県内就職及び定着を図る。	県内大学等が県内の企業や行政等と連携して実施する学生の県内定着促進に資する事業に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	知事が適当と認める県内大学等
2	県内就職キャンペーンテレビCM制作補助金	県内企業の認知度向上による若者の県内就職促進を図る。	県内企業が人材確保と認知度向上を目的としたテレビCMに要する制作費用及び放映費用	10分の2以内。ただし20万円を限度とする。	県内に事務所又は事業所を有する企業

	するため、新たな商品及びサービスの開発、業務の効率化等を支援する。	めに要する経費	を限度とする。	る宿泊業者
7及び8 略				

若者定着課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	成長分野高度人材育成支援事業費補助金	今後成長が見込まれる産業分野で必要となる高度人材の育成を図る。	県が指定する分野において補助対象者が下記の区分で派遣研修に要する経費のうち別に定める経費 (1) 長期（12か月以上）研修 (2) その他（15日間以上）研修	(1) 3分の2以内 (2) 2分の1以内	県内に事務所又は事業所を有し、知事が適当と認める中小企業者、中堅企業等
2	ながさき輝く人材雇用創造事業補助金	地域の産業政策と一体となった自主的な雇用創造の取組を支援し、安定的な正	次に掲げる事業に要する経費 (1) 民間転職フェア出展等支援事業 (2) 実践型地域雇用	(1) 2分の1以内 (2) 10分の10以内	対象地域に本社又は事業所を有し、知事が適当と認める企業等

3	ながさきUJターン就活旅費補助金	学生が長崎県内就職に向けた活動を行う際に要する経費を補助することで長崎県内就職促進を図る。	長崎県内就職に向けた活動への参加に要する旅費及び宿泊費	対象経費の実費と地域ごとに別に定める基準額のうち、低い方の額	県外に居住し、県外の大学等に在籍する学生
---	------------------	---	-----------------------------	--------------------------------	----------------------

雇用労働政策課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	略			

2～4 略					
5	産業人材確保支援事業費補助金	県内企業の人材確保を支援する。	県外の民間転職フェアへの出展等に要する経費	2分の1以内	県内に事務所又は事業所を有し、知事が適当と認める企業等
6	成長分野高度人材育成支援事業費補助金	今後成長が見込まれる産業分野で必要となる高度人材の育成を図る。	県が指定する分野において補助対象者が下記の区分で派遣研修に要する経費のうち別に定める経費	(1) 3分の2以内 (2) 2分の1以内	県内に事務所又は事業所を有し、知事が適当と認める中小企業者、中堅企業等

3	COC+事業推進支援事業補助金	社員の雇用を創造する。	創造・人材育成事業	補助対象者が実施するCOC+事業推進のため産学官の連携に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	国立大学法人長崎大学
---	-----------------	-------------	-----------	-----------------------------------	-----------------------	------------

雇用労働政策課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	
1	略				
2	障害者就業・生活支援センター事業費補助金	障害者の職業生活における自立を図る。	補助対象者の補助目的の達成に必要な事業に要する経費	2分の1以内	障害者就業・生活支援センターの指定を県から受けた者
3～5	略				

		(1) 長期 (12か月 以上) 研 修							
		(2) その他 (15日間 以上) 研 修							

**長崎県告示第272号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道  
路 線 名 柚木三川内線  
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市里美町1345番1地先から 官公有無番地先（佐世保市里美町1435番2）まで	前B	10.0～24.0	220.0	
	後A	6.5～63.0	275.0	
	後B	10.0～65.0	220.0	

**長崎県告示第273号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道  
路 線 名 251号  
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長崎市田中町79番13地先から 長崎市戸石町1322番7地先まで	前A	13.0～78.0	3,507.2	
長崎市矢上町378番1地先から 長崎市戸石町1322番7地先まで	前B	8.0～29.0	2,893.7	
長崎市田中町79番13地先から 長崎市戸石町1322番7地先まで	後A	13.0～78.0	3,507.2	

**長崎県告示第274号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道

路 線 名 雲仙千々石線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
雲仙市千々石町庚字上通山4758番2地先から 雲仙市千々石町庚字上通山4760番2地先まで	前	12.2~23.2	124.2	
	後	11.9~22.2	124.2	

**長崎県告示第275号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局大瀬戸土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道

路 線 名 七釜西彼線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
西海市西彼町七釜郷字大迫1050番1地先から 西海市西彼町七釜郷字大迫1046番1地先まで	前	26.5~30.2	26.0	
	後	26.5~29.5	26.0	

**長崎県告示第276号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道

路 線 名 愛野島原線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
島原市萩原三丁目5745番3地先から 島原市萩原三丁目5747番3地先まで	前	26.0~26.4	2.8	
	後	19.9~20.2	2.8	



**長崎県告示第277号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道

路 線 名 愛野島原線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
島原市萩原三丁目5748番1地先から 島原市萩原三丁目5748番1地先まで	前	19.0~19.1	4.6	
	後	19.1~20.0	4.6	

**長崎県告示第278号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道

路 線 名 251号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
島原市片町548番1地先から 雲仙市愛野町甲字宮添4402番3地先まで	前A	7.5~33.0	28,200.8	
雲仙市瑞穂町伊福乙1439番地先から 雲仙市愛野町甲字宮添4402番3地先まで	前D	13.6~325.0	7,966.7	
島原市片町548番1地先から 雲仙市愛野町甲字宮添4402番3地先まで	新A	7.5~33.0	28,200.8	
島原市有明町大三東丁字下雨粒木1922番地先から 雲仙市愛野町甲字宮添4402番3地先まで	新E	13.0~325.0	18,242.0	

**長崎県告示第279号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局大瀬戸土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道

路 線 名 202号

## 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
西海市西彼町八木原郷字皆割石850番21地先から 西海市西彼町八木原郷字折口874番1地先まで	前	7.8~13.3	86.0	
	後	10.3~23.8	86.0	

## 長崎県告示第280号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道

路 線 名 俵浦日野線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市船越町1422番1地先から 佐世保市赤崎町259番1地先まで	前A	5.6~30.4	3054.5	
	後A	5.6~38.9	3054.5	
	後B	5.0~39.4	3004.3	

## 長崎県告示第281号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道

路 線 名 251号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
雲仙市小浜町南木指字小田崎平350番1地先から 雲仙市小浜町南木指字小田崎平350番1地先まで	前	11.2~11.2	6.0	
	後	10.8~10.8	6.0	

## 長崎県告示第282号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

る。

令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 柚木三川内線	佐世保市里美町1345番1地先から 佐世保市里美町1434番4地先まで	令和2年3月31日

#### 長崎県告示第283号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 雲仙千々石線	雲仙市千々石町庚字上通山4758番2地先から 雲仙市千々石町庚字上通山4761番1地先まで	令和2年3月31日

#### 長崎県告示第284号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局大瀬戸土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 七釜西彼線	西海市西彼町七釜郷字上川蟬2245番4地先から 西海市西彼町七釜郷字大迫1046番1地先まで	令和2年3月31日

#### 長崎県告示第285号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 愛野島原線	島原市萩原三丁目5741番1地先から 島原市萩原三丁目5748番1地先まで	令和2年3月31日

#### 長崎県告示第286号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局大瀬戸土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 202号	西海市西彼町八木原郷字佛崎692番1地先から 西海市西彼町八木原郷字折口874番1地先まで	令和2年3月31日

**長崎県告示第287号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 251号	雲仙市小浜町南木指字小田崎平321番1地先から 雲仙市小浜町南木指字小田崎平354番1地先まで	令和2年3月31日

**長崎県告示第288号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 平石千々石線	雲仙市千々石町己字坂上2097番1地先から 雲仙市千々石町己字坂上2097番12地先まで	令和2年3月31日

**長崎県告示第289号**

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

## 1. 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区 間
一般県道 長崎式見港線	長崎県長崎市幸町71番地先から 長崎県長崎市元船町14番36地先まで
	長崎県長崎市尾上町1番18地先から 長崎県長崎市尾上町2番7地先まで
	長崎県長崎市尾上町1番47地先から 長崎県長崎市尾上町2番7地先まで

## 2. 指定する期日 令和2年4月1日

## 3. 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければなら

ない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の、地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認のうえ走行すること。

### 長崎県告示第290号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を下記のとおり指定する。

令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

1. 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区 間
一般国道 251号	雲仙市愛野町甲字宮添4399番4地先から 諫早市森山町田尻1622番5地先まで
主要地方道 長崎南環状線	長崎市新戸町3丁目858番182地先から 長崎市早坂町1647番12地先まで

2. 指定する期日 令和2年4月1日

### 長崎県告示第291号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第4項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として下記の道路を指定する。

令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

1 指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区 間
一般県道 長崎インター線	長崎市早坂町1086番1地先から 長崎市早坂町1647番13地先まで

2 指定する期日 令和2年4月1日

### 長崎県告示第292号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第4項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として下記の道路を指定し、併せて、同令第10条第2項の規定に基づき、当該道路の通行方法を下記のとおり定める。

令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

1 指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区 間
一般国道 251号	雲仙市愛野町甲字宮添4399番4地先から 諫早市森山町田尻1622番5地先まで
主要地方道 長崎南環状線	長崎市新戸町3丁目858番182地先から 長崎市早坂町1647番12地先まで

2 指定する期日 令和2年4月1日

3 通行方法

次の通行方法によらなければならない。

(1) 橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路を通行する場合にあつては、徐行するとともに、一の径間の一の車線において限度超過車両（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十七条の二第一項に規定する車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。

### 長崎県告示第293号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和2年3月31日

口ノ津港港湾管理者 長崎県  
代表者 長崎県知事 中村 法道

1 埋立ての竣功認可の年月日

令和2年3月23日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所

名 称 南島原市

所在地 長崎県南島原市西有家町里坊96番地2

代表者の氏名 南島原市長 松本 政博

代表者の住所 長崎県南島原市西有家町里坊96番地2

3 埋立区域

(1) 位置

長崎県南島原市口之津町丁字西新開5767番に隣接する護岸地先

(2) 区域

省略（閲覧図書のとおり）

(3) 面積

587.78平方メートル

4 埋立地の用途

海岸保全施設関連用地

5 埋立ての免許の年月日及び番号

平成13年10月26日

長崎県指令13港許第30号

6 閲覧場所

長崎県南島原市西有家町里坊96番地2

南島原市役所

### 長崎県告示第294号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和2年3月31日

口ノ津港港湾管理者 長崎県  
代表者 長崎県知事 中村 法道

- 1 埋立ての竣功認可の年月日  
令和2年3月23日
- 2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所  
名 称 長崎県  
所在地 長崎県長崎市尾上町3番1号  
代表者の氏名 長崎県知事 中村 法道  
代表者の住所 長崎県長崎市尾上町3番1号
- 3 埋立区域
  - (1) 位置  
長崎県南島原市口之津町丁字西新開5767番・5771番2に隣接する護岸地先
  - (2) 区域  
省略（閲覧図書のとおり）
  - (3) 面積  
662.83平方メートル
- 4 埋立地の用途  
海岸保全施設関連用地
- 5 埋立ての免許の年月日及び番号  
平成13年10月26日  
長崎県指令13港許第29号
- 6 閲覧場所  
長崎県南島原市西有家町里坊96番地2  
南島原市役所

**長崎県告示第295号**

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により二級河川有家川水系有家川に係る洪水浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により告示する。

なお、その関係図面は、長崎県土木部河川課及び島原振興局に備え置いて縦覧に供する。

令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

**長崎県告示第296号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

なお、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に関する公示図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県壱岐振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

箇所番号	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
壱岐(郷ノ浦)-(急)-574	壱岐市郷ノ浦町本村触	急傾斜地の崩壊	警戒区域	公示図書中の図面において表示
壱岐(郷ノ浦)-(急)-576	壱岐市郷ノ浦町本村触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	



壱岐(郷ノ浦)-(急)-576-2	壱岐市郷ノ浦町本村触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-576-3	壱岐市郷ノ浦町本村触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-577	壱岐市郷ノ浦町本村触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-578	壱岐市郷ノ浦町本村触	急傾斜地の崩壊	警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-579	壱岐市郷ノ浦町本村触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-579-2	壱岐市郷ノ浦町本村触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-580	壱岐市郷ノ浦町本村触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-581-2	壱岐市郷ノ浦町本村触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-582	壱岐市郷ノ浦町本村触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-583	壱岐市郷ノ浦町本村触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-586	壱岐市郷ノ浦町東触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-592-2	壱岐市郷ノ浦町本村触	急傾斜地の崩壊	警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-601	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-601-2	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-602	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-603	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-608	壱岐市郷ノ浦町本村触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-609	壱岐市郷ノ浦町本村触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-633	壱岐市郷ノ浦町本村触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域



壱岐(郷ノ浦)-(急)-634	壱岐市郷ノ浦町本村触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-638	壱岐市郷ノ浦町永田触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-644	壱岐市郷ノ浦町東触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-646	壱岐市郷ノ浦町永田触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-649	壱岐市郷ノ浦町永田触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-650	壱岐市郷ノ浦町本村触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-650-2	壱岐市郷ノ浦町本村触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-664	壱岐市郷ノ浦町東触	急傾斜地の崩壊	警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-668	壱岐市郷ノ浦町東触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-669	壱岐市郷ノ浦町東触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-669-2	壱岐市郷ノ浦町東触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-671	壱岐市郷ノ浦町東触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-674	壱岐市郷ノ浦町東触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-675	壱岐市郷ノ浦町東触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-685	壱岐市郷ノ浦町東触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-686	壱岐市郷ノ浦町永田触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-765	壱岐市郷ノ浦町志原南触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-796	壱岐市郷ノ浦町片原触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-797	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

壱岐(郷ノ浦)-(急)-798	壱岐市郷ノ浦町片原触	急傾斜地の崩壊	警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-798-2	壱岐市郷ノ浦町片原触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-800	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-801	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-801-2	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-804	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-917	壱岐市郷ノ浦町片原触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-921-2	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-921-3	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-949	壱岐市郷ノ浦町初山東触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-949-2	壱岐市郷ノ浦町初山東触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-950	壱岐市郷ノ浦町初山東触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-951	壱岐市郷ノ浦町初山東触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-952	壱岐市郷ノ浦町初山東触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-952-2	壱岐市郷ノ浦町初山東触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-956	壱岐市郷ノ浦町初山東触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-977	壱岐市郷ノ浦町初山東触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-1023	壱岐市郷ノ浦町初山西触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-1024	壱岐市郷ノ浦町初山西触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

壱岐(郷ノ浦)-(急)-1034	壱岐市郷ノ浦町初山東触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-1063	壱岐市郷ノ浦町初山西触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-1064	壱岐市郷ノ浦町初山西触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-1065	壱岐市郷ノ浦町初山西触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-1110	壱岐市郷ノ浦町坪触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-1112	壱岐市郷ノ浦町坪触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-1117	壱岐市郷ノ浦町坪触	急傾斜地の崩壊	警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-1152	壱岐市郷ノ浦町志原南触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-1153	壱岐市郷ノ浦町志原南触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-1154	壱岐市郷ノ浦町志原南触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-1280	壱岐市郷ノ浦町東触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-1282	壱岐市郷ノ浦町本村触	急傾斜地の崩壊	警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-1285	壱岐市郷ノ浦町東触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-1338	壱岐市郷ノ浦町若松触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-1416	壱岐市郷ノ浦町釘山触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-1425	壱岐市郷ノ浦町釘山触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-1426	壱岐市郷ノ浦町釘山触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-1427	壱岐市郷ノ浦町釘山触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-1430	壱岐市郷ノ浦町釘山触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

壱岐(郷ノ浦)-(急)-1445	壱岐市郷ノ浦町平人触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(急)-1498	壱岐市郷ノ浦町初山西触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(石田)-(急)-11	壱岐市石田町湯岳射手吉触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(石田)-(急)-12	壱岐市石田町湯岳射手吉触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(石田)-(急)-29	壱岐市石田町山崎触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(石田)-(急)-30	壱岐市石田町山崎触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(石田)-(急)-31	壱岐市石田町山崎触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(石田)-(急)-34	壱岐市石田町池田仲触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(石田)-(急)-36	壱岐市石田町久喜触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(石田)-(急)-37	壱岐市石田町久喜触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(石田)-(急)-40	壱岐市石田町久喜触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(石田)-(急)-42	壱岐市石田町久喜触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(石田)-(急)-48	壱岐市石田町池田仲触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(石田)-(急)-48- 2	壱岐市石田町池田仲触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(石田)-(急)-48- 3	壱岐市石田町池田仲触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(石田)-(急)-55	壱岐市石田町久喜触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(石田)-(急)-57	壱岐市石田町印通寺浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(石田)-(急)-58	壱岐市石田町印通寺浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(石田)-(急)-90	壱岐市石田町南触	急傾斜地の崩壊	警戒区域

壱岐(石田)-(急)-91	壱岐市石田町南触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(石田)-(急)-94	壱岐市石田町印通寺浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(石田)-(急)-96	壱岐市石田町印通寺浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域
壱岐(石田)-(急)-98	壱岐市石田町石田西触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(石田)-(急)-99	壱岐市石田町池田東触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(石田)-(急)-102	壱岐市石田町石田西触	急傾斜地の崩壊	警戒区域
壱岐(石田)-(急)-104	壱岐市石田町印通寺浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(石田)-(急)-104-2	壱岐市石田町印通寺浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(石田)-(急)-115	壱岐市石田町池田仲触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(石田)-(急)-117	壱岐市石田町池田仲触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(石田)-(急)-120	壱岐市石田町池田仲触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(石田)-(急)-124	壱岐市石田町池田仲触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(石田)-(急)-150	壱岐市石田町池田東触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(石田)-(急)-151	壱岐市石田町池田東触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(石田)-(急)-160	壱岐市石田町石田西触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(石田)-(急)-198	壱岐市石田町本村触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(石田)-(急)-208	壱岐市石田町筒城東触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(石田)-(急)-209	壱岐市石田町筒城東触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(石田)-(急)-223	壱岐市石田町本村触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

壱岐(石田)-(急)-276	壱岐市石田町山崎触	急傾斜地の崩壊	警戒区域
壱岐(石田)-(急)-354	壱岐市石田町石田西触	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(土)-07	壱岐市郷ノ浦町若松触	土石流	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(土)-20	壱岐市郷ノ浦町坪触	土石流	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(土)-22	壱岐市郷ノ浦町初山東触	土石流	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(土)-24	壱岐市郷ノ浦町初山東触	土石流	警戒区域
壱岐(郷ノ浦)-(土)-25	壱岐市郷ノ浦町初山東触	土石流	警戒区域、特別警戒区域
壱岐(石田)-(土)-15	壱岐市石田町久喜触	土石流	警戒区域
壱岐(石田)-(土)-16	壱岐市石田町久喜触	土石流	警戒区域

**長崎県告示第297号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

なお、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に関する公示図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県島原振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

箇所番号	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
南島原(布津)-(急)-001	南島原市布津町丙	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	公示図書中の図面において表示
南島原(布津)-(急)-001-2	南島原市布津町丙	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
南島原(布津)-(急)-002	南島原市布津町丙	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
南島原(布津)-(急)-003	南島原市布津町丙	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
南島原(布津)-(急)-003-2	南島原市布津町丙	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	

南島原(布津)-(急)-004	南島原市布津町丙	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
南島原(布津)-(急)-004-2	南島原市布津町丙	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
南島原(布津)-(急)-005	南島原市布津町丙	急傾斜地の崩壊	警戒区域
南島原(布津)-(急)-005-2	南島原市布津町丙	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
南島原(布津)-(急)-006	南島原市布津町丙	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
南島原(布津)-(急)-007	南島原市布津町丙	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
南島原(布津)-(急)-007-2	南島原市布津町丙	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
南島原(布津)-(急)-008	南島原市布津町乙	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
南島原(布津)-(急)-008-2	南島原市布津町乙	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
南島原(布津)-(急)-008-3	南島原市布津町乙	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
南島原(布津)-(急)-008-4	南島原市布津町乙	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
南島原(布津)-(急)-009	南島原市布津町乙	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
南島原(布津)-(急)-009-2	南島原市布津町乙	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
南島原(布津)-(急)-009-3	南島原市布津町乙	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
南島原(布津)-(急)-010	南島原市布津町丙	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
南島原(布津)-(急)-010-2	南島原市布津町丙	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
南島原(布津)-(急)-011-2	南島原市布津町丙	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
南島原(布津)-(急)-012	南島原市布津町丙	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
南島原(布津)-(急)-013	南島原市布津町甲	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

南島原(布津)-(急)-013-2	南島原市布津町丙	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
南島原(布津)-(急)-013-3	南島原市布津町丙	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
南島原(布津)-(急)-014	南島原市布津町甲	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
南島原(布津)-(急)-015	南島原市布津町乙	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
南島原(深江)-(急)-001	南島原市深江町乙	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
南島原(深江)-(急)-002	南島原市深江町甲	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
南島原(深江)-(急)-002-2	南島原市深江町甲	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
南島原(布津)-(土)-001	南島原市布津町丙	土石流	警戒区域、特別警戒区域
南島原(布津)-(土)-002	南島原市布津町丙	土石流	警戒区域、特別警戒区域
南島原(布津)-(土)-003	南島原市布津町丙	土石流	警戒区域、特別警戒区域
南島原(深江)-(土)-001	南島原市深江町乙	土石流	警戒区域
南島原(深江)-(土)-002	南島原市深江町甲	土石流	警戒区域、特別警戒区域
南島原(深江)-(土)-003	南島原市深江町戊	土石流	警戒区域
南島原(深江)-(土)-004	南島原市深江町乙	土石流	警戒区域、特別警戒区域
南島原(深江)-(土)-005	南島原市深江町乙	土石流	警戒区域、特別警戒区域
南島原(深江)-(土)-006	南島原市深江町甲	土石流	警戒区域
南島原(深江)-(土)-007	南島原市深江町甲	土石流	警戒区域、特別警戒区域
南島原(深江)-(土)-008	南島原市深江町甲	土石流	警戒区域、特別警戒区域
南島原(深江)-(土)-009	南島原市深江町甲	土石流	警戒区域、特別警戒区域



南島原(深江)-(土)-010	南島原市深江町甲	土石流	警戒区域、特別警戒区域
-----------------	----------	-----	-------------

**長崎県告示第298号**

証紙売りさばき人の指定（昭和41年長崎県告示第752号）の一部を次のように改正し、令和2年3月27日から適用する。

令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

表の7の3の項を次のように改める。

7の3	削除
-----	----

**長崎県告示第299号**

会計管理者の事務の委任（平成11年長崎県告示第496号の19）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から適用する。

令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
略		略	
市町村立学校職員給与負担法第1条に関する報酬、共済費、期末手当及び旅費に係る支出負担行為に関する確認	教育庁教職員課出納員	市町村立学校職員給与負担法第1条に関する報酬、共済費、報償費及び旅費に係る支出負担行為に関する確認	教育庁教職員課出納員
その所掌に係る次に掲げる事項 1～6 略	略 対馬歴史研究センター出納員	その所掌に係る次に掲げる事項 1～6 略	略 対馬歴史民俗資料館出納員 新幹線文化財調査事務所出納員
略		略	

**公 告**

**大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）長崎市川口町商業施設開発P J  
長崎県長崎市川口町70番6
- 2 届出の概要
  - (1) 届出者の氏名又は名称及び住所  
J R 西日本プロパティーズ株式会社 代表取締役 大久保 憲一  
東京都港区芝五丁目34番6号

## (2) 大規模小売店舗の新設

大規模小売店舗内の店舗面積の合計 10,558平方メートル

## 3 意見書の概要

## (1) 意見書を提出した者

長崎市長 田上 富久

## (2) 意見書の内容

## (1) 交通（土木企画課）

## ア 交通渋滞対策について

当該地周辺の道路（国道206号、市道川口町茂里町線など）は、長崎県交通渋滞対策協議会において、主要渋滞区間（箇所）【一般国道206号松山町地区（松山町交差点から北郵便局前交差点）及び市道（浦上川線）竹岩橋地区（竹岩橋東口交差点から竹岩橋西口交差点）】に選定されており、慢性的な渋滞が発生している状況です。

なお、国道206号は、緊急輸送道路及び重要物流道路に指定されています。

このため、大規模小売店舗の新設にあたっては、周辺道路への影響を考慮し需要に応じた駐車台数の確保はもちろんのこと、必要に応じて誘導員の配置や看板設置などのソフト対策を行い、現状に負荷がかからないような交通渋滞対策に努めてください。

## イ 駐車場について

一般公共の用に供する駐車場は、駐車場法第11条の規定により技術的基準の適用がありますので、同法施行令の基準に適合させるよう留意してください。

## ウ 交差点形状の適正化について

市道浜口町川口町1号線と市道川口町1号線が交差する三角形の交差点について、ゼブラゾーンやポールを設置等により交差点範囲を狭くする対策を講じてください。

## エ 入出庫経路について

交通解析等の検証の結果、「問題なし」との結果が得られていますが、開店後に、入出庫車両により交通流に変化が生じ、周辺道路等に影響を及ぼすようであれば、関係機関と協議を行い、必要な対策を講じてください。

## オ 店舗開店後の交通対策について

オープン時や繁忙期など来客が集中する期間や時間帯については、特に交通混雑対策や事故防止に努めてください。

また、オープン後の状況を踏まえ、交通処理や交通安全に影響を及ぼすようであれば、関係機関と協議を行い、必要な対策を講じてください。

## (2) 廃棄物（廃棄物対策課）

ア 工作物（舗装道路含む）の新築、改築又は除去に伴って生じる伐採材や各種廃材（廃木材、コンクリート破片、アスファルト破片等）は、産業廃棄物に該当しますので、廃棄物処理法（以下「法」という。）に基づき処分して下さい。

イ 造成地等においては、他事業者等が産業廃棄物であるがれき等の不法投棄を行うケースが見られることから、工事終了までの間、当該工事現場の監視と維持管理に充分留意してください。

ウ 当該建築物の供用開始後において産業廃棄物の保管を行う場合は、法第12条第2項の規定による法施行規則第8条（産業廃棄物保管基準）に基づき行って下さい。

エ 一般廃棄物と産業廃棄物は分けて集積し、かつ表示を行って下さい。

オ 事業系一般廃棄物の排出に関しては、事前に協議を行って下さい。

カ 当該施工箇所周辺のごみステーションに関することについては、中央環境センターと事前に協議を行って下さい。

## (3) 環境（環境政策課）

騒音予測評価報告書3頁に騒音規制法に定める特定施設（定格出力7.5kw以上の送風機）及び長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に定める指定施設（定格出力7.5kw以上の冷凍機）が記載されていますので、設置する場合は特定施設設置届出及び指定施設設置届出を行って下さい。

## (4) 景観（景観推進室）

屋外広告物を表示・掲出する場合は、事前協議を行って下さい。

## (5) その他配慮すべき事項

その他関係法令についても遵守するとともに、疑義が生じた場合は速やかに関係各課へ協議・報告を行ってください。

4 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、長崎市商工部商工振興課

**土地改良区の設立の認可（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により、次の土地改良区の設立を認可した。

令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 津波見土地改良区

認可年月日 令和2年3月19日

**県営土地改良事業の工事の完了（公告）**

次の県営土地改良事業は、工事を完了した。

令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

地区名	事業の名称	工事着手時期	工事完了時期
宇土山	県営農業競争力強化基盤整備事業 農地整備事業（耕作放棄地型）	平成23年9月29日	平成29年3月29日

**特定農業用ため池の指定（公告）**

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定により、次のとおり特定農業用ため池を指定したので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

特定農業用 ため池の名称	特定農業用ため池の所在地		指定年月日
	市区、郡町村名	字・番地等	
平木場溜池	長崎市	中里町2536-3及び2537	令和2年3月31日
早坂溜池	長崎市	松原町1306-1	令和2年3月31日
松山溜池	長崎市	琴海戸根町986	令和2年3月31日
西出口溜池	諫早市	上大渡野町1382-2	令和2年3月31日
草萩溜池	諫早市	本野町1499-3	令和2年3月31日
川頭溜池	諫早市	湯野尾町60	令和2年3月31日
小豆崎溜池	諫早市	小豆崎町919-2	令和2年3月31日
瀬々田溜池	諫早市	大場町229	令和2年3月31日
原溜池	諫早市	白原町2338-2	令和2年3月31日
白浜溜池	諫早市	白浜町1214	令和2年3月31日

大砂口溜池	諫早市	久山町957	令和2年3月31日
宗方上溜池	諫早市	長野町2257、宗方町1594	令和2年3月31日
宗方下溜池	諫早市	長野町2199、宗方町1280	令和2年3月31日
本村西溜池	諫早市	小野町777	令和2年3月31日
黒崎上溜池	諫早市	黒崎町676	令和2年3月31日
黒崎下溜池	諫早市	黒崎町548	令和2年3月31日
本村東溜池	諫早市	小野町1262-3、黒崎町447-2	令和2年3月31日
仁田野尾上溜池	諫早市	赤崎町1410	令和2年3月31日
仁田野尾下溜池	諫早市	赤崎町507-2	令和2年3月31日
西川内下溜池	諫早市多良見町	西川内字井手口903	令和2年3月31日
西川内上溜池	諫早市多良見町	西川内字朝古場1095-1	令和2年3月31日
勢ノ元溜池	諫早市多良見町	西園505-1. 520. 526-2	令和2年3月31日
白塔溜池	諫早市森山町	本村上白塔1469	令和2年3月31日
江湖第1溜池	諫早市森山町	上井牟田字江湖1742	令和2年3月31日
江湖第2溜池	諫早市森山町	上井牟田字江湖1779	令和2年3月31日
横山溜池	諫早市森山町	上井牟田字百合野933	令和2年3月31日
佐尾溜池	諫早市森山町	唐比東字佐尾1168	令和2年3月31日
焼川溜池	諫早市森山町	唐比西字西休屋500	令和2年3月31日
鬼取溜池	諫早市高来町	小峰字西野1392-6 外	令和2年3月31日
柳原溜池	諫早市高来町	善住寺字東野1072番1	令和2年3月31日
犬木溜池	諫早市高来町	西尾字松葉501-2	令和2年3月31日
建山溜池	諫早市高来町	建山字飛松486	令和2年3月31日
小峰江湖溜池	諫早市高来町	小峰字江湖940	令和2年3月31日
兵檜谷溜池	諫早市高来町	坂元字兵檜谷1006	令和2年3月31日
大谷溜池	諫早市高来町	坂元字大谷676	令和2年3月31日
前田溜池	諫早市高来町	坂元字上坂元217	令和2年3月31日
山ノ神溜池	諫早市小長井町	古場字平新田318	令和2年3月31日
田代溜池	諫早市小長井町	大峰字西峰328	令和2年3月31日

坊主溜池	諫早市	宗方町2154 外	令和2年3月31日
黒龍溜池	諫早市	本村字上黒龍2798-2	令和2年3月31日
横三川溜池	諫早市小長井町	井崎字横三川1939	令和2年3月31日
打越溜池	諫早市小長井町	打越字姥ヶ崎421-2	令和2年3月31日
堤上溜池	大村市	松原三丁目921	令和2年3月31日
七浦溜池	西海市西彼町	八木原郷2722-1	令和2年3月31日
山田堤	西海市西海町	横瀬郷1454	令和2年3月31日
観音谷溜池	西海市西海町	木場郷1005	令和2年3月31日
エゲ溜池	西海市西海町	木場郷329	令和2年3月31日
新地溜池	西海市西海町	黒口郷3019	令和2年3月31日
二反山溜池	西海市西海町	太田和郷396	令和2年3月31日
上土井行溜池	西海市西彼町	八木原郷420-1	令和2年3月31日
上原田溜池	西海市西彼町	白似田郷866	令和2年3月31日
清水溜池	西海市西海町	太田和郷2388	令和2年3月31日
豊岳溜池	西海市西海町	太田和郷1176	令和2年3月31日
上堤	西海市西海町	太田和郷1640	令和2年3月31日
木場崎溜池	西彼杵郡時津町	日並郷789-2	令和2年3月31日
足形溜池	東彼杵郡東彼杵町	太ノ浦郷407	令和2年3月31日
山頭溜池	東彼杵郡東彼杵町	太ノ浦郷220	令和2年3月31日
飯盛溜池	東彼杵郡東彼杵町	川内郷3275	令和2年3月31日
毛首溜池	東彼杵郡東彼杵町	遠目郷78	令和2年3月31日
奥ノ川内ため池	東彼杵郡川棚町	上組郷438	令和2年3月31日
本谷ため池	東彼杵郡川棚町	猪乗川内郷1524及び1525	令和2年3月31日
新谷ため池	東彼杵郡川棚町	新谷郷233	令和2年3月31日
丸堤ため池	東彼杵郡川棚町	小串郷1866	令和2年3月31日
長堤ため池	東彼杵郡川棚町	小串郷1954	令和2年3月31日
二又ため池	東彼杵郡川棚町	中山郷1808	令和2年3月31日
西福寺ため池	東彼杵郡川棚町	中山郷733	令和2年3月31日

才久ため池	東彼杵郡川棚町	上組郷806	令和2年3月31日
本小屋ため池	東彼杵郡川棚町	新谷郷1769	令和2年3月31日
深浦3番ため池	東彼杵郡川棚町	新谷郷1771	令和2年3月31日
太田ため池	東彼杵郡川棚町	小串郷773	令和2年3月31日
仏坂溜池	東彼杵郡波佐見町	小樽郷	令和2年3月31日
天の池溜池	東彼杵郡波佐見町	皿山郷	令和2年3月31日
百貫溜池	東彼杵郡波佐見町	村木郷117	令和2年3月31日
瀬別当第一溜池	東彼杵郡波佐見町	村木郷	令和2年3月31日
本谷溜池	東彼杵郡波佐見町	村木郷	令和2年3月31日
長尾第一溜池	東彼杵郡波佐見町	村木郷	令和2年3月31日
落合溜池	東彼杵郡波佐見町	田ノ頭郷	令和2年3月31日
長谷溜池	東彼杵郡波佐見町	長野郷	令和2年3月31日
山ノ上溜池	東彼杵郡波佐見町	志折郷	令和2年3月31日
尻無溜池	東彼杵郡波佐見町	永尾郷	令和2年3月31日
川見谷溜池	東彼杵郡波佐見町	井石郷中ノ原	令和2年3月31日
舟倉溜池	東彼杵郡波佐見町	村木郷	令和2年3月31日
狸山(下)溜池	東彼杵郡波佐見町	村木郷不動佐	令和2年3月31日
狸山(上)溜池	東彼杵郡波佐見町	村木郷不動佐	令和2年3月31日
薬子様溜池	東彼杵郡波佐見町	田ノ頭郷	令和2年3月31日
曾良道溜池	東彼杵郡波佐見町	長野郷	令和2年3月31日
神林溜池	東彼杵郡波佐見町	志折郷	令和2年3月31日
稗ノ尾谷溜池	東彼杵郡波佐見町	小樽郷	令和2年3月31日
鷹の巣第一溜池	東彼杵郡波佐見町	村木郷	令和2年3月31日
平木場溜池	東彼杵郡波佐見町	長野郷	令和2年3月31日
似田ノ尾溜池	東彼杵郡波佐見町	村木郷	令和2年3月31日
堂ノ巣第一溜池	東彼杵郡波佐見町	野々川郷堂ノ巣	令和2年3月31日
高平溜池	東彼杵郡波佐見町	長野郷	令和2年3月31日
鷹の巣第二溜池	東彼杵郡波佐見町	村木郷	令和2年3月31日

無田溜池	東彼杵郡波佐見町	長野郷2607番	令和2年3月31日
前尾溜池	東彼杵郡波佐見町	金屋郷前尾801番地	令和2年3月31日
向山溜池	東彼杵郡波佐見町	金屋郷	令和2年3月31日
日見須溜池	東彼杵郡波佐見町	長野郷	令和2年3月31日
小野ノ下溜池	東彼杵郡波佐見町	志折郷小野	令和2年3月31日
多婦ノ木溜池	東彼杵郡波佐見町	稗木場郷多婦ノ木	令和2年3月31日
大石ノ本溜池	東彼杵郡波佐見町	野々川郷	令和2年3月31日
上の名溜池	東彼杵郡波佐見町	村木郷	令和2年3月31日
桜内第一溜池	東彼杵郡波佐見町	村木郷	令和2年3月31日
桜内第二溜池	東彼杵郡波佐見町	村木郷	令和2年3月31日
無田川内溜池	東彼杵郡波佐見町	折敷瀬郷	令和2年3月31日
瀬別当第二溜池	東彼杵郡波佐見町	村木郷	令和2年3月31日
キヤン溜池	東彼杵郡波佐見町	井石郷	令和2年3月31日
丸尾溜池	東彼杵郡波佐見町	岳辺田郷字庄の谷791番地	令和2年3月31日
片平山溜池	東彼杵郡波佐見町	長野郷	令和2年3月31日
舟倉溜池	東彼杵郡波佐見町	小樽郷	令和2年3月31日
黒木原溜池	東彼杵郡波佐見町	村木郷黒木原	令和2年3月31日
東笠山溜池	東彼杵郡波佐見町	村木郷	令和2年3月31日
鍛冶屋谷第一溜池	東彼杵郡波佐見町	村木郷	令和2年3月31日
鍛池溜池	東彼杵郡波佐見町	村木郷	令和2年3月31日
馬四郎溜池	東彼杵郡波佐見町	宿郷	令和2年3月31日
江ナ木場溜池	東彼杵郡波佐見町	村木郷字江ナ木場	令和2年3月31日
大尾第二溜池	東彼杵郡波佐見町	村木郷	令和2年3月31日
椎ノ木谷溜池	東彼杵郡波佐見町	田ノ頭郷	令和2年3月31日
アメ牛ノ久保溜池	東彼杵郡波佐見町	野々川郷1205-2	令和2年3月31日
大山谷溜池	東彼杵郡波佐見町	野々川郷	令和2年3月31日
鷹ノ巣第三溜池	東彼杵郡波佐見町	村木郷	令和2年3月31日
吉頭溜池	東彼杵郡波佐見町	野々川郷	令和2年3月31日



屋敷原第一溜池	東彼杵郡波佐見町	村木郷	令和2年3月31日
前畑溜池	東彼杵郡波佐見町	稗木場郷字前畑86番地	令和2年3月31日
辺後第一溜池	東彼杵郡波佐見町	長野郷2671	令和2年3月31日
木場山溜池	東彼杵郡波佐見町	永尾郷	令和2年3月31日
堂の巣第二溜池	東彼杵郡波佐見町	野々川郷	令和2年3月31日
植松溜池	島原市有明町		令和2年3月31日
六条溜池	雲仙市国見町		令和2年3月31日
善太溜池	雲仙市愛野町		令和2年3月31日
小平溜池	雲仙市小浜町		令和2年3月31日
加例川下溜池	雲仙市南串山町		令和2年3月31日
加例川上溜池	雲仙市南串山町		令和2年3月31日
上ゲ溜池	雲仙市南串山町		令和2年3月31日
白頭溜池	雲仙市南串山町	甲1544	令和2年3月31日
山奥溜池	南島原市口之津町		令和2年3月31日
中尾道溜池	南島原市口之津町		令和2年3月31日
西の谷溜池	南島原市口之津町		令和2年3月31日
沖ノ尾溜池	南島原市口之津町		令和2年3月31日
堤平溜池	南島原市口之津町		令和2年3月31日
大池溜池	南島原市南有馬町		令和2年3月31日
曲手溜池	南島原市南有馬町		令和2年3月31日
座木溜池	南島原市南有馬町		令和2年3月31日
戸期原溜池	南島原市南有馬町		令和2年3月31日
浦田溜池	南島原市南有馬町		令和2年3月31日
村田溜池	南島原市南有馬町		令和2年3月31日
矢竹溜池	南島原市南有馬町		令和2年3月31日
五島田溜池	南島原市南有馬町		令和2年3月31日
橙々溜池	南島原市南有馬町		令和2年3月31日
平田溜池	南島原市南有馬町		令和2年3月31日



法花寺第3溜池	南島原市南有馬町		令和2年3月31日
本一本松溜池	南島原市南有馬町		令和2年3月31日
法花寺第1溜池	南島原市南有馬町		令和2年3月31日
八反間溜池	南島原市北有馬町		令和2年3月31日
無量寺溜池	南島原市北有馬町		令和2年3月31日
大丸新堤溜池	南島原市北有馬町		令和2年3月31日
倉谷溜池	南島原市北有馬町		令和2年3月31日
大平溜池	南島原市北有馬町		令和2年3月31日
藤谷溜池	南島原市北有馬町		令和2年3月31日
鮎返溜池	南島原市北有馬町		令和2年3月31日
堤の平溜池	南島原市北有馬町		令和2年3月31日
上原第2溜池	南島原市西有家町		令和2年3月31日
芭蕉谷溜池	南島原市西有家町		令和2年3月31日
新堤溜池	南島原市西有家町		令和2年3月31日
堀切溜池	南島原市有家町		令和2年3月31日
三条溜池	南島原市有家町		令和2年3月31日
石田溜池	南島原市有家町		令和2年3月31日
久保田溜池	南島原市有家町		令和2年3月31日
永田溜池	南島原市加津佐町	丙1323	令和2年3月31日
前堤	南島原市加津佐町	戊2933-1	令和2年3月31日
夫婦堤(下)	南島原市加津佐町	戊2371	令和2年3月31日
夫婦堤(上)	南島原市加津佐町	戊2541	令和2年3月31日
山下①溜池	南島原市加津佐町	戊2579	令和2年3月31日
笹下池	南島原市加津佐町	戊2747	令和2年3月31日
下谷池	南島原市加津佐町	戊5299	令和2年3月31日
よんご堤	南島原市加津佐町	戊5309	令和2年3月31日
彦衛田溜池	南島原市加津佐町	戊5780	令和2年3月31日
三畝間①溜池	南島原市加津佐町	戊5150	令和2年3月31日

梶江坂溜池	南島原市加津佐町	己2477	令和2年3月31日
野牛島溜池	南島原市口之津町	丁4444	令和2年3月31日
境川堤	南島原市口之津町	甲3265	令和2年3月31日
東長谷堤	南島原市口之津町	丙3424	令和2年3月31日
下新切堤	南島原市口之津町	丁3437	令和2年3月31日
小利溜池	南島原市口之津町	丁4641	令和2年3月31日
中尾平溜池	南島原市口之津町	丁2165	令和2年3月31日
墓脇堤	南島原市口之津町	丙179	令和2年3月31日
ニゴリ池	南島原市口之津町	丁2407-1	令和2年3月31日
中金十谷堤	南島原市口之津町	丙866	令和2年3月31日
和平田堤	南島原市南有馬町	丙4103	令和2年3月31日
吉川新堤	南島原市南有馬町	甲5787	令和2年3月31日
宇土溜池	南島原市南有馬町	乙4524	令和2年3月31日
新堤	南島原市南有馬町	丁676	令和2年3月31日
独活谷溜池	南島原市南有馬町	己2645-1	令和2年3月31日
岡平池	南島原市南有馬町	丁1218	令和2年3月31日
野手池	南島原市南有馬町	甲399	令和2年3月31日
下木場第1溜池	南島原市南有馬町	甲5540	令和2年3月31日
奥六反田溜池	南島原市南有馬町	乙3693-1	令和2年3月31日
東長畑溜池	南島原市北有馬町	戊1013	令和2年3月31日
日之沢溜池	南島原市有家町	原尾100	令和2年3月31日
奥谷溜池	南島原市加津佐町	丁3624-1	令和2年3月31日
上石橋①溜池	南島原市加津佐町	戊1895-2	令和2年3月31日
あかげ溜池	南島原市加津佐町	戊5163	令和2年3月31日
上中尾①溜池	南島原市加津佐町	戊2158、2157、2159	令和2年3月31日
柳川溜池	南島原市加津佐町	戊3437、3436-5	令和2年3月31日
宮ノ裏堤	南島原市口之津町	甲1689	令和2年3月31日
新池堤	南島原市口之津町	丙3084	令和2年3月31日

下鳥居堤	南島原市口之津町	丙1230	令和2年3月31日
横道溜池	南島原市口之津町	丙773	令和2年3月31日
上影平谷第2堤	南島原市口之津町	丙1027	令和2年3月31日
西原第1溜池	南島原市口之津町	丙300	令和2年3月31日
西大平第2堤	南島原市口之津町	丁4630-2、4631-2	令和2年3月31日
浦山堤	南島原市口之津町	丁4104	令和2年3月31日
新吉原堤	南島原市口之津町	丁264	令和2年3月31日
上稔池	南島原市南有馬町	乙3527	令和2年3月31日
下宮配水池	南島原市南有馬町	丙831	令和2年3月31日
赤元第3溜池	南島原市南有馬町	丙4296	令和2年3月31日
トキワの池	南島原市南有馬町	丙4697-1	令和2年3月31日
前の池	南島原市南有馬町	丙4736	令和2年3月31日
荒平溜池	南島原市南有馬町	己1645	令和2年3月31日
境目溜池	南島原市南有馬町	己2265	令和2年3月31日
奥野溜池	南島原市北有馬町	甲3695	令和2年3月31日
上平山溜池	南島原市北有馬町	甲4061	令和2年3月31日
上浦口溜池	南島原市北有馬町	戊418	令和2年3月31日
矢櫃溜池	南島原市北有馬町	戊1191	令和2年3月31日
城ノ谷溜池	佐世保市	上原町	令和2年3月31日
小瀬の谷堤	佐世保市	崎岡町	令和2年3月31日
上重尾第3溜池	佐世保市	重尾町	令和2年3月31日
小豆田溜池	佐世保市	横手町	令和2年3月31日
新池	佐世保市	木原町	令和2年3月31日
白山上溜池	佐世保市	桑木場町	令和2年3月31日
白山下溜池	佐世保市	桑木場町	令和2年3月31日
小谷溜池	佐世保市	新行江町	令和2年3月31日
黒坊溜池	佐世保市	桑木場町	令和2年3月31日
心野第2溜池	佐世保市	心野町	令和2年3月31日

心野第1溜池	佐世保市	心野町	令和2年3月31日
薬王堤	佐世保市	桑木場町	令和2年3月31日
郷美谷池	佐世保市	里美町	令和2年3月31日
焼山溜池	佐世保市	里美町	令和2年3月31日
北瀬替溜池	佐世保市	潜木町	令和2年3月31日
鶴尾ため池	佐世保市	筒井町	令和2年3月31日
栗木溜池	佐世保市	潜木町	令和2年3月31日
牟田原池	佐世保市	烏帽子町	令和2年3月31日
太田溜池	佐世保市	黒髪町	令和2年3月31日
福田溜池	佐世保市	地見寺	令和2年3月31日
岳牟田溜池	佐世保市	大野	令和2年3月31日
八の久保1号溜池	佐世保市	八の久保町	令和2年3月31日
八の久保2号溜池	佐世保市	八の久保町	令和2年3月31日
八の久保3号溜池	佐世保市	八の久保町	令和2年3月31日
吉田越溜池	佐世保市	牧の地町	令和2年3月31日
打越新堤	佐世保市	十文野町	令和2年3月31日
溝ノ下溜池	佐世保市	十文野町	令和2年3月31日
戸尺山ため池	佐世保市	岳野町	令和2年3月31日
打越溜池	佐世保市	十文野町	令和2年3月31日
踊石新堤	佐世保市	踊石町	令和2年3月31日
山口谷溜池	佐世保市	竹辺町	令和2年3月31日
小田堤	佐世保市	指方町	令和2年3月31日
古里西溜池	佐世保市	針尾東町	令和2年3月31日
大牟田池	佐世保市	針尾西町	令和2年3月31日
太田江溜池	佐世保市宇久町	太田江	令和2年3月31日
木場溜池	佐世保市宇久町	木場	令和2年3月31日
平溜池	佐世保市宇久町	平797他	令和2年3月31日
根引溜池	佐世保市江迎町		令和2年3月31日

梶の村溜池	佐世保市江迎町		令和2年3月31日
道清溜池	佐世保市江迎町		令和2年3月31日
雨久保溜池	佐世保市江迎町		令和2年3月31日
大平溜池	佐世保市江迎町		令和2年3月31日
忠重田溜池	佐世保市江迎町		令和2年3月31日
白岳溜池	佐世保市江迎町		令和2年3月31日
二つ石ため池	佐世保市鹿町町		令和2年3月31日
飯良久保溜池	佐世保市吉井町		令和2年3月31日
海寺法内溜池	佐世保市吉井町		令和2年3月31日
原田溜池	佐世保市吉井町		令和2年3月31日
長田溜池	佐世保市吉井町		令和2年3月31日
野川溜池	佐世保市吉井町		令和2年3月31日
竹ノ元溜池	佐世保市吉井町		令和2年3月31日
大道添溜池	佐世保市吉井町		令和2年3月31日
追勢原溜池	佐世保市吉井町		令和2年3月31日
橋口溜池	佐世保市吉井町		令和2年3月31日
大蜂溜池	佐世保市吉井町		令和2年3月31日
立花溜池	佐世保市世知原町		令和2年3月31日
平川原溜池	佐世保市世知原町		令和2年3月31日
牟田ため池	佐世保市世知原町		令和2年3月31日
黒石溜池	佐世保市世知原町		令和2年3月31日
新兵衛溜池	佐世保市世知原町		令和2年3月31日
板山下溜池	佐世保市世知原町		令和2年3月31日
石坂溜池	佐世保市世知原町		令和2年3月31日
熊ノ木溜池	佐世保市世知原町		令和2年3月31日
堂出溜池	佐世保市世知原町		令和2年3月31日
中田溜池	佐世保市	崎岡町	令和2年3月31日
平谷第二溜池	佐世保市	白仁田町	令和2年3月31日

ひえだ溜池	佐世保市	野中町	令和2年3月31日
黒坊堤	佐世保市	桑木場町	令和2年3月31日
梶原溜池	佐世保市	岳野町262	令和2年3月31日
上堤	佐世保市	下宇戸町	令和2年3月31日
福原溜池	佐世保市	口の尾町	令和2年3月31日
船越-2溜池	佐世保市	船越町	令和2年3月31日
田の浦堤	佐世保市	田の浦町229	令和2年3月31日
上原5号溜池	佐世保市	上原町603	令和2年3月31日
上原第1	佐世保市	上原町382	令和2年3月31日
郷の下溜池	佐世保市	桑木場町	令和2年3月31日
堤ノ谷	佐世保市	有福町1027	令和2年3月31日
71-重尾-15	佐世保市	重尾町3571	令和2年3月31日
歌舞岐原溜池	佐世保市	重尾町2519	令和2年3月31日
番常坊溜池	佐世保市	指方町	令和2年3月31日
尻喰溜池	佐世保市	城間町	令和2年3月31日
猪ノ城溜池	佐世保市	瀬道町716	令和2年3月31日
長田第1溜池	佐世保市	針尾西町	令和2年3月31日
長畑第1溜池	佐世保市	宮津町	令和2年3月31日
小串溜池	佐世保市	長畑町529	令和2年3月31日
ユルギ堤	佐世保市	萩坂町559	令和2年3月31日
福万寺溜池	佐世保市江迎町	北平601	令和2年3月31日
遅越溜池	佐世保市小佐々町	岳ノ木場688	令和2年3月31日
石田堤	佐世保市小佐々町	小坂	令和2年3月31日
串田第1溜池	佐世保市吉井町	梶木場1214	令和2年3月31日
石垣池	佐世保市吉井町	板樋1058-3~1058-9	令和2年3月31日
内裏池	佐世保市吉井町	直谷1008	令和2年3月31日
串田第2溜池	佐世保市吉井町	梶木場1240	令和2年3月31日
前岳ため池	佐世保市吉井町	前岳110	令和2年3月31日

中里-2溜池	佐世保市	中里町652	令和2年3月31日
徳道溜池	佐世保市江迎町	末橋	令和2年3月31日
菰田-1溜池	佐世保市	菰田町	令和2年3月31日
八の久保-2ため池	佐世保市	八の久保町291	令和2年3月31日
指方第2	佐世保市	田尾ノ下指方町2692	令和2年3月31日
柚木元-4溜池	佐世保市	柚木元町2856	令和2年3月31日
八の久保-1溜池	佐世保市	八の久保町359	令和2年3月31日
下本山溜池	佐世保市	下本山町326	令和2年3月31日
瑞穂池	平戸市	戸石川町字栗山705-1	令和2年3月31日
黒岩溜池	平戸市	前津吉町字ノフテロ684	令和2年3月31日
蒔の時池	平戸市大島村	前平	令和2年3月31日
六郎松溜池	平戸市	津吉町字六郎松	令和2年3月31日
上田溜池	平戸市生月町	山田免1325	令和2年3月31日
飯良第二溜池	平戸市	飯良町	令和2年3月31日
大坂溜池	平戸市	木場町	令和2年3月31日
有田溜池	平戸市生月町	里免	令和2年3月31日
平田溜池	平戸市生月町	里免	令和2年3月31日
平原(森の木)溜池	平戸市	紐差町字森ノ木254	令和2年3月31日
長田池(親)	平戸市大島村	前平	令和2年3月31日
犬場溜池	平戸市生月町	山田免1222	令和2年3月31日
金石田溜池	平戸市生月町	里免	令和2年3月31日
福良溜池	平戸市	野子町	令和2年3月31日
平床溜池	平戸市	猪渡谷町字平床	令和2年3月31日
幸四郎溜池	平戸市生月町	里免	令和2年3月31日
上船木溜池	平戸市	船木町字辰口323-324、335-339	令和2年3月31日
深坂溜池	平戸市	大佐志町字深坂	令和2年3月31日
走坂溜池	平戸市	高越町	令和2年3月31日
積岳溜池	平戸市	獅子町	令和2年3月31日



田代溜池	平戸市	獅子町	令和2年3月31日
渋柿溜池	平戸市生月町	里免	令和2年3月31日
ヨクロー溜池	平戸市生月町	山田免	令和2年3月31日
神の池	平戸市	大石脇町	令和2年3月31日
針木溜池	平戸市	津吉町字針木	令和2年3月31日
第二助成溜池	平戸市	西中山町字助成	令和2年3月31日
赤石溜池	平戸市	春日町	令和2年3月31日
古尾筒溜池	平戸市	小田町	令和2年3月31日
上の原溜池	平戸市	大野町字上ノ原15	令和2年3月31日
花の木第二溜池	平戸市	下中野町	令和2年3月31日
川頭溜池	平戸市	西中山町	令和2年3月31日
丸尾の池	平戸市	川内町	令和2年3月31日
平川山池	平戸市	大島村前平	令和2年3月31日
茅場溜池	平戸市	田平町福崎免	令和2年3月31日
花の木第一溜池	平戸市	下中野町	令和2年3月31日
神の川溜池	平戸市	神ノ川町字直場398、413、406、450	令和2年3月31日
長谷溜池	平戸市	大石脇町	令和2年3月31日
清水の池	平戸市	川内町字清水316-321	令和2年3月31日
池の原溜池	平戸市	大野町池の原499	令和2年3月31日
上堤溜池	平戸市生月町	里免	令和2年3月31日
宇戸の池	平戸市	木引町字柴山1062. 1065	令和2年3月31日
ガラダ溜池-1	平戸市	獅子町	令和2年3月31日
堀田溜池	平戸市田平町	下亀免	令和2年3月31日
一の宮溜池	平戸市	坊方町	令和2年3月31日
堀宅(梅崎)溜池	平戸市	鏡川町	令和2年3月31日
山頭溜池	平戸市	木場町	令和2年3月31日
田端の下溜池	平戸市	神船町字田端	令和2年3月31日
山田溜池	平戸市	獅子町字山田又1820	令和2年3月31日

向の池	平戸市	春日町字小春日165	令和2年3月31日
野中溜池	平戸市	水垂町	令和2年3月31日
永田池	平戸市	山中町	令和2年3月31日
大原溜池	平戸市	山中町	令和2年3月31日
草木原第3溜池	平戸市	高越町	令和2年3月31日
佳路池	平戸市生月町	山田免	令和2年3月31日
堀田溜池	平戸市	田代町字堀田79	令和2年3月31日
上川池	平戸市生月町	里免	令和2年3月31日
田々美志の池	平戸市	高越町字針木694	令和2年3月31日
ウベンノ溜池	平戸市	春日町字西吹上	令和2年3月31日
中瀉溜池	平戸市	辻町字下鮎川	令和2年3月31日
吉永溜池	平戸市生月町	山田免	令和2年3月31日
波江の本溜池	平戸市	敷佐町字波江の本915口	令和2年3月31日
重箱溜池	平戸市	無代寺町	令和2年3月31日
鳥田溜池	松浦市	御厨町普住免	令和2年3月31日
普住溜池	松浦市	御厨町普住免	令和2年3月31日
追出溜池	松浦市	星鹿町岳崎免	令和2年3月31日
新堤溜池	松浦市	志佐町白浜免	令和2年3月31日
綿打溜池	松浦市	志佐町西山免	令和2年3月31日
明賀谷溜池	松浦市	志佐町栢木免	令和2年3月31日
麓溜池	松浦市	今福町東免	令和2年3月31日
観音寺溜池	松浦市	志佐町里免	令和2年3月31日
山川溜池	松浦市	志佐町里免	令和2年3月31日
寿昌寺溜池	松浦市	志佐町里免	令和2年3月31日
雨堤溜池	松浦市	志佐町高野免	令和2年3月31日
矢櫃溜池	松浦市	志佐町池成免	令和2年3月31日
小田溜池	松浦市	志佐町池成免	令和2年3月31日
庵ノ元溜池	松浦市	志佐町池成免	令和2年3月31日

掛橋溜池	松浦市	志佐町長野免	令和2年3月31日
源盛溜池	松浦市	志佐町長野免	令和2年3月31日
長野原溜池	松浦市	志佐町長野免	令和2年3月31日
柳原溜池	松浦市	志佐町稗木場免	令和2年3月31日
大谷溜池	松浦市	志佐町田ノ平免	令和2年3月31日
狸穴溜池	松浦市	志佐町赤木免	令和2年3月31日
湯ノ谷溜池	松浦市	調川町松山田免	令和2年3月31日
反田代溜池	松浦市	調川町上免	令和2年3月31日
前平堤	松浦市	調川町中免	令和2年3月31日
堺川堤	松浦市	調川町中免	令和2年3月31日
柳溜池	松浦市	調川町平尾免	令和2年3月31日
葛ノ坂溜池	松浦市	調川町平尾免	令和2年3月31日
八ツ手原溜池	松浦市	調川町平尾免	令和2年3月31日
上堤溜池	松浦市	今福町仏坂免	令和2年3月31日
中堤溜池	松浦市	今福町仏坂免	令和2年3月31日
下堤溜池	松浦市	今福町仏坂免	令和2年3月31日
椎ノ木谷溜池	松浦市	今福町坂野免	令和2年3月31日
つづら溜池	松浦市	今福町木場免	令和2年3月31日
つづら下溜池	松浦市	今福町木場免	令和2年3月31日
深田代溜池	松浦市	今福町寺上免	令和2年3月31日
二反田溜池	松浦市	今福町木場免	令和2年3月31日
小松堀溜池	松浦市	今福町寺上免	令和2年3月31日
長尾溜池	松浦市	今福町木場免	令和2年3月31日
門ノ元溜池	松浦市	今福町木場免	令和2年3月31日
明賀谷下溜池	松浦市	志佐町栢木免	令和2年3月31日
矢失溜池	松浦市	今福町東免	令和2年3月31日
丸岩（長田）溜池	松浦市	今福町東免	令和2年3月31日
太田溜池	松浦市	今福町北免	令和2年3月31日

下太田溜池	松浦市	今福町北免	令和2年3月31日
浦田溜池	松浦市	志佐町西山免	令和2年3月31日
小下し溜池	松浦市	福島町浅谷免	令和2年3月31日
小田々溜池	松浦市福島町	原免	令和2年3月31日
馬込溜池	松浦市福島町	浅谷免	令和2年3月31日
高地溜池	松浦市福島町	喜内瀬免	令和2年3月31日
草木原溜池	松浦市福島町	浅谷免	令和2年3月31日
保立口第二溜池	松浦市福島町	浅谷免	令和2年3月31日
保立口溜池	松浦市福島町	浅谷免	令和2年3月31日
松の本溜池	松浦市福島町	浅谷免	令和2年3月31日
里溜池	松浦市福島町	里免	令和2年3月31日
又ヶ谷溜池	松浦市福島町	端免	令和2年3月31日
神ノ脇溜池	松浦市福島町	原免	令和2年3月31日
狸岩池	松浦市福島町	塩浜免	令和2年3月31日
太田溜池	松浦市福島町	土谷免	令和2年3月31日
隠谷池	松浦市福島町	塩浜免	令和2年3月31日
白米池	松浦市福島町	土谷免	令和2年3月31日
石垣池	松浦市福島町	土谷免	令和2年3月31日
櫛谷池	松浦市福島町	塩浜免	令和2年3月31日
鬼田溜池	松浦市福島町	原免	令和2年3月31日
松田溜池	松浦市鷹島町	三里免	令和2年3月31日
田頭溜池	松浦市鷹島町	神崎免	令和2年3月31日
井田溜池	松浦市鷹島町	三里免	令和2年3月31日
永久保溜池	松浦市鷹島町	三里免	令和2年3月31日
末永溜池	松浦市	志佐町西山免	令和2年3月31日
庄野溜池	松浦市	志佐町庄野免	令和2年3月31日
長坂溜池	松浦市	志佐町稗木場免	令和2年3月31日
天久保堤溜池	松浦市	志佐町高野免	令和2年3月31日

大浜溜池	松浦市	志佐町浦免	令和2年3月31日
川頭溜池	松浦市	志佐町赤木免	令和2年3月31日
永田溜池	松浦市	調川町白井免	令和2年3月31日
牧ノ地溜池	松浦市	調川町下免	令和2年3月31日
白土田溜池	松浦市	今福町滑栄免	令和2年3月31日
帯田溜池	松浦市福島町	原免	令和2年3月31日
菅田溜池	松浦市福島町	浅谷免	令和2年3月31日
古木場溜池	松浦市	志佐町長野免	令和2年3月31日
宮木溜池	松浦市	志佐町池成免	令和2年3月31日
田中（屋敷田）溜池	松浦市	志佐町長野免	令和2年3月31日
持田溜池	北松浦郡佐々町	志方免	令和2年3月31日
大山口溜池	北松浦郡佐々町	口石免	令和2年3月31日
岩下第二溜池	北松浦郡佐々町	木場免	令和2年3月31日
原中第一溜池	北松浦郡佐々町	木場免	令和2年3月31日
丸尾ため池	北松浦郡佐々町	平野免	令和2年3月31日
福松田第二溜池	北松浦郡佐々町	木場免	令和2年3月31日
上の原第一溜池	北松浦郡佐々町	口石免字上ノ原539番地	令和2年3月31日
越木岩第一溜池	北松浦郡佐々町	口石免字越木岩1857番地	令和2年3月31日
山下第一溜池	北松浦郡佐々町	志方免216番地	令和2年3月31日
五島田第一溜池	北松浦郡佐々町	木場免	令和2年3月31日
夜萩第三溜池	北松浦郡佐々町	木場免726	令和2年3月31日
園山第二溜池	北松浦郡佐々町	皆瀬免828	令和2年3月31日
深町溜池	北松浦郡小値賀町	前方郷字深町4254	令和2年3月31日
翁頭池	五島市	高田町（大戸内）2435-3の一部	令和2年3月31日
小久保ため池	五島市玉之浦町	大宝（小久保）48 他	令和2年3月31日
善次木場第1ため池	五島市岐宿町	中嶽（善次木場）222-1	令和2年3月31日
善次木場第2ため池	五島市岐宿町	中嶽（善次木場）204 他	令和2年3月31日
大戸ため池	五島市	高田町（大戸口）2393	令和2年3月31日

本窄ため池	五島市	吉田町（本窄）3368の一部	令和2年3月31日
野々池	五島市	吉久木町（大池ノ上）836	令和2年3月31日
水道口ため池	五島市	大荒町（水道口）1257-4	令和2年3月31日
西来院ため池	五島市	籠淵町（大戸内）2435-3の一部	令和2年3月31日
貝ノ木越ため池	五島市富江町	山手（貝ノ木越） 1419-2、1420	令和2年3月31日
タカノスため池	五島市富江町	山手（鷹巣）167	令和2年3月31日
小作ため池	五島市富江町	松尾（小作）907	令和2年3月31日
貝津ため池	五島市三井楽町	貝津（東小田）1027	令和2年3月31日
長沢ため池	五島市岐宿町	二本楠（長沢）673、990-2	令和2年3月31日
桑木場ため池	五島市岐宿町	松山（桑木場）465-1	令和2年3月31日
へゴノ元ため池	五島市	籠淵町（へゴノ元）1523の一部	令和2年3月31日
大切ため池	五島市岐宿町	二本楠（山ノ田）854	令和2年3月31日
大曲ため池	五島市岐宿町	河務（大曲）301	令和2年3月31日
長山ため池	五島市岐宿町	川原（長山）2357	令和2年3月31日
石戸ため池	五島市岐宿町	川原（石戸）798	令和2年3月31日
檜尾溜池	壱岐市郷ノ浦町	小牧東触69	令和2年3月31日
犬塚溜池	壱岐市郷ノ浦町	牛方触116	令和2年3月31日
井道溜池	壱岐市郷ノ浦町	牛方触546-1	令和2年3月31日
前田溜池	壱岐市郷ノ浦町	渡良南触477外	令和2年3月31日
鮎川溜池	壱岐市郷ノ浦町	片原触1181外	令和2年3月31日
藤ノ本溜池	壱岐市郷ノ浦町	片原触779	令和2年3月31日
平川溜池	壱岐市郷ノ浦町	志原西触1170-2外	令和2年3月31日
堀川溜池	壱岐市郷ノ浦町	大原触775-2外	令和2年3月31日
中尾溜池（福泉）	壱岐市郷ノ浦町	志原西触598	令和2年3月31日
水谷溜池	壱岐市郷ノ浦町	志原南触2217	令和2年3月31日
湯田の元溜池	壱岐市郷ノ浦町	永田触1269	令和2年3月31日
椎ノ木溜池	壱岐市郷ノ浦町	平人触1207	令和2年3月31日
石原溜池	壱岐市郷ノ浦町	初山西触895-1	令和2年3月31日

川坂溜池	壱岐市郷ノ浦町	柳田触1084	令和2年3月31日
木堂第2溜池	壱岐市勝本町	新城西触1413	令和2年3月31日
保佐川溜池	壱岐市勝本町	仲触1794	令和2年3月31日
丸田溜池	壱岐市勝本町	西戸触1317	令和2年3月31日
水畑溜池	壱岐市勝本町	東触2337-2	令和2年3月31日
後田溜池	壱岐市勝本町	大久保触1734外	令和2年3月31日
大坂溜池	壱岐市勝本町	大久保触384外	令和2年3月31日
法司溜池	壱岐市勝本町	本宮南触893	令和2年3月31日
高田溜池	壱岐市勝本町	本宮南触119外	令和2年3月31日
大清水溜池	壱岐市勝本町	百合畑触681	令和2年3月31日
平良石溜池	壱岐市勝本町	東触65外	令和2年3月31日
東ノ木溜池	壱岐市勝本町	大久保触884-1	令和2年3月31日
日ヶ暮溜池	壱岐市芦辺町	箱崎大左右触2214-1	令和2年3月31日
貝畑溜池	壱岐市芦辺町	箱崎江角触171	令和2年3月31日
辻山溜池	壱岐市芦辺町	国分当田触937	令和2年3月31日
柳坂溜池	壱岐市芦辺町	住吉東触371-1	令和2年3月31日
川内溜池	壱岐市芦辺町	住吉前触640	令和2年3月31日
高尾溜池	壱岐市芦辺町	諸吉二亦触103	令和2年3月31日
堂山溜池	壱岐市芦辺町	深江南触364番	令和2年3月31日
久保頭溜池	壱岐市芦辺町	湯岳興触659番	令和2年3月31日
新今坂溜池	壱岐市芦辺町	湯岳今坂触803番1と2	令和2年3月31日
和田溜池	壱岐市芦辺町	深江栄触463番	令和2年3月31日
真弓溜池	壱岐市石田町	池田仲触1080外	令和2年3月31日
花園溜池	壱岐市石田町	池田仲触1422外	令和2年3月31日
神ノ元溜池	壱岐市石田町	池田仲触1285外	令和2年3月31日
園田溜池	壱岐市石田町	池田仲触1026外	令和2年3月31日
黒木溜池	壱岐市石田町	石田西触1133	令和2年3月31日
村山溜池	壱岐市石田町	池田西触940	令和2年3月31日



隠田溜池	壱岐市石田町	湯岳射手吉触861	令和2年3月31日
大谷溜池	壱岐市石田町	池田仲触1384	令和2年3月31日
渡瀬溜池	壱岐市石田町	池田西触1040	令和2年3月31日
太刀山溜池	壱岐市郷ノ浦町	本村触415	令和2年3月31日
城ノ辻溜池	壱岐市郷ノ浦町	庄触339	令和2年3月31日
小森溜池	壱岐市郷ノ浦町	庄触224	令和2年3月31日
若松溜池	壱岐市勝本町	東触1032	令和2年3月31日
椎ノ木溜池	壱岐市郷ノ浦町	片原触871	令和2年3月31日
大宝溜池	壱岐市芦辺町	湯岳今坂触字大宝749-1	令和2年3月31日
川上溜池	壱岐市芦辺町	湯岳興触758	令和2年3月31日
西原溜池	壱岐市芦辺町	深江栄触60	令和2年3月31日
絵踏溜池	壱岐市郷ノ浦町	郷ノ浦651	令和2年3月31日

### 一般競争入札の参加者の資格等（公告）

令和2年度において長崎県が発注する建設工事について、長崎県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年長崎県規則第77号）第2条第5号に規定する特定調達契約に係る一般競争入札に参加できる者の資格及び申請方法を次のとおり定める。

令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

#### 1 業種の区分

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第2項に定める建設工事の種類による。

#### 2 一般競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかの規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかの規定に該当する者で、その事実が認められた後3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの及びこれらの者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者
- (3) 法第3条第1項の規定による許可を受けていない者
- (4) 平成30年7月1日以後を審査基準日とする法第27条の29の規定による総合評定値通知書を受け取っていない者
- (5) 長崎県税並びに消費税及び地方消費税の未納がある者
- (6) (4)の経営事項審査の審査項目の中で、健康保険、厚生年金保険又は雇用保険のいずれかが未加入である者

#### 3 申請の時期

随時

#### 4 申請の方法

##### (1) 申請書類

- ア 一般競争入札参加資格審査申請書（建設工事）
- イ 工事経歴書
- ウ 営業所一覧表

エ 総合評定値通知書の写し（平成30年7月1日以後を審査基準日とするもので、一般競争入札参加資格審査申請の直前のもの）

オ 長崎県税の未納がない証明書の原本（長崎県内に営業所等を有する者に限る。）並びに消費税及び地方消費税の未納がない証明書の原本（消費税の申告及び納税を国税電子申告・納税システムにより行っている者は電子納税証明書。この場合、電子納税証明書を次のアドレスへ送信の上、申請書には納税証明データシート（その3／未納税額のない証明用）を添付すること。）

電子納税証明書送付先アドレス s080102@pref.nagasaki.lg.jp

カ 委任状（建設業の許可を受けた営業所に権限を委任する場合）

キ 建設業許可通知書の写し又は許可証明書

(2) 申請方法

次のアドレスから長崎県土木部監理課ホームページにアクセスして、申請をすることができる。

<http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/tochi-kensetsugyo/kensetsu/nyusatusanka/#konsaru>

(3) 申請書類の提出場所及び提出方法

申請書類は、次の場所に持参又は郵送により提出すること。

長崎市尾上町3-1

長崎県土木部監理課建設業指導班

（電話）095-894-3015

(4) 申請書類の作成に用いる言語等

申請書類は、日本語で作成すること。

申請書類中の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

5 一般競争入札参加資格の認定

2の一般競争入札に参加することができない者に該当する者は、一般競争入札参加資格がないと認定する。

2の一般競争入札に参加することができない者に該当しない者は、1の建設工事の種類ごとに一般競争入札参加資格を認定する。

なお、認定された者には、一般競争入札参加資格認定書を交付する。

6 資格の有効期間及び更新手続

(1) 有効期間

一般競争入札参加資格の有効期間は、資格認定の日から令和3年3月31日までとする。

(2) 更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年3月に一般競争入札の資格に関する公告を予定しているので、当該公告に従い申請すること。

7 一般競争入札参加資格の取消し

申請書類に虚偽の記載をした者及び2の各号のいずれかに該当すると認められた者については、その者の一般競争入札参加資格を取り消すことがある。

8 その他

工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等（昭和53年長崎県告示第975号）の規定による工事の契約に係る入札参加資格の認定を既に受けている者は、この公告に基づく申請を行う必要はない。

**一般競争入札の参加者の資格等（公告）**

令和2年度において長崎県が発注する工事に関する調査、設計及び測量業務について、長崎県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年長崎県規則第77号）第2条第5号に規定する特定調達契約に係る一般競争入札に参加できる者の資格及び申請方法を次のとおり定める。

令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

工事に関する調査、設計及び測量業務

2 一般競争入札に参加することができない者

次に掲げる者のいずれかに該当するものは、入札に参加する資格を有しない者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかの規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。
  - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかの規定に該当する者で、その事実が認められた後3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの及びこれらの者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者
  - (3) 長崎県税並びに消費税及び地方消費税の未納がある者
  - (4) 健康保険、厚生年金保険又は雇用保険のいずれかが未加入である者（加入義務のない者は除く。）
- 3 申請の時期  
随時
- 4 申請の方法
- (1) 申請書類
    - ア 一般競争入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）
    - イ 営業に関し、法律上必要な登録の証明書
    - ウ 技術者経歴書
    - エ 長崎県税の未納がない証明書の原本（長崎県内に営業所等を有する者に限る。）並びに消費税及び地方消費税の未納がない証明書の原本（消費税の申告及び納税を国税電子申告・納税システムにより行っている者は電子納税証明書。この場合、電子納税証明書を次のアドレスへ送信の上、申請書には納税証明データシート（その3／未納税額のない証明用）を添付すること。）  
電子納税証明書送付先アドレス s080102@pref.nagasaki.lg.jp
    - オ 入札保証金及び契約保証金の免除措置に係る業務実績を証明する書類
    - カ 2(4)に該当しないことを証する書面
  - (2) 申請方法  
次のアドレスから長崎県土木部監理課ホームページにアクセスして、申請をすることができる。  
<http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/tochi-kensetsugyo/kensetsu/nyusatusanka/#konsaru>
  - (3) 申請書類の提出場所及び提出方法  
申請書類は、次の場所に持参又は郵送により提出すること。  
長崎市尾上町3-1  
長崎県土木部監理課建設業指導班  
(電話) 095-894-3015
  - (4) 申請書類の作成に用いる言語等  
申請書類は、日本語で作成すること。  
申請書類中の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- 5 一般競争入札参加資格の認定  
2の一般競争入札に参加することができない者に該当する者は、一般競争入札参加資格がないと認定する。  
2の一般競争入札に参加することができない者に該当しない者は、一般競争入札参加資格を認定する。  
なお、認定された者には、一般競争入札参加資格認定書を交付する。
- 6 資格の有効期間及び更新手続
- (1) 有効期間  
一般競争入札参加資格の有効期間は、資格認定の日から令和3年3月31日までとする。
  - (2) 更新手続  
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年3月に一般競争入札の資格に関する公告を予定しているので、当該公告に従い申請すること。
- 7 一般競争入札参加資格の取消し  
申請書類に虚偽の記載をした者及び2の各号のいずれかに該当すると認められた者については、その者の一般競争入札参加資格を取り消すことがある。
- 8 その他  
工事並びに工事に関する調査、設計及び測量業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等（昭和53年長崎県告示第975号）の規定による工事に関する調査、設計及び測量業務

の契約に係る入札参加資格の認定を既に受けている者は、この公告に基づく申請を行う必要はない。

### 測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から基本測量（成果不整合地域における基準点改測）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

基本測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
対馬市	令和2年3月10日

### 測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局雲仙復興事務所長から公共測量（航空レーザ測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎県 島原市、南島原市、雲仙市	令和2年2月28日

### 測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長崎振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎市 平間町	令和2年3月9日

### 測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、佐世保市長から公共測量（基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
佐世保市 俵ヶ浦	令和2年3月13日

### 開発行為に関する工事完了（公告）

次の開発行為に関する工事は完了した。

令和2年3月31日

長崎県知事 中村 法道

許可番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所氏名
当初許可 平成26年10月30日 長崎県指令 26建第754号	長崎県松浦市福島町塩浜免字仏崎2944 - 51の一部、水路の一部（3工区）	長崎県松浦市志佐町里免365番地 松浦市長 友田 吉泰

## 教育委員会規則

長崎県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則をここに公布する

令和2年3月31日

長崎県教育委員会教育長 池松 誠二

### 長崎県教育委員会規則第8号

長崎県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

#### 1 規則名

長崎県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

#### 2 条文

(目的)

第1条 この規則は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年長崎県条例第77号。以下「特別措置条例」という。）第8条の規定に基づき、県立学校の教育職員（以下単に「教育職員」という。）の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、特別措置条例で使用する用語の例による。

2 前項に定めるもののほか、この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 在校等時間 特別措置条例第8条第2項の指針（令和2年文部科学省告示第1号）が規定する在校等時間をいう。

(2) 所定の勤務時間 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第6号。以下「勤務時間条例」という。）第8条の規定する休日以外の日における正規の勤務時間をいう。

(上限時間の原則)

第3条 県教育委員会は、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1箇月の合計時間（以下「1箇月時間外在校等時間」という。）45時間

(2) 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1年間の合計時間（以下「1年間時間外在校等時間」という。）360時間

(特別な事情の上限時間)

第4条 県教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前条の規定にかかわらず、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1箇月時間外在校等時間 100時間未満

(2) 1年間時間外在校等時間 720時間

(3) 1年のうち1箇月時間外在校等時間が45時間を超える月数 6月

(4) 連続する2箇月、3箇月、4箇月、5箇月及び6箇月のそれぞれの期間について、各月の1箇月時間外在校等時間の1箇月当たりの平均時間 80時間

(その他の事項)

第5条 前2条に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保



を図るために必要な事項については、県教育委員会が別に定める。  
(施行期日)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## 長崎県病院企業団規程

長崎県病院企業団職員給与規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和2年3月31日

長崎県病院企業団企業長 米倉 正大

### 長崎県病院企業団管理規程第2号

長崎県病院企業団職員給与規程の一部を改正する規程

長崎県病院企業団給与規程（平成21年長崎県病院企業団規程第18号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前																																																
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、長崎県病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成21年長崎県病院企業団条例第20号（以下「企業団職員給与条例」という。）の規定に基づき、職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する職員を除く。</u>）で常時勤務を要するもの（以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(防疫等作業手当)</p> <p>第18条 防疫等作業手当を支給される職員及びその手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。なお、第2号に掲げる職員には一般職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和39年長崎県人事委員会規則第4号）第24条第1項の規定は適用しない。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>別表第6（第4条関係）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 医療職給料表（一）等級別基準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>標準的な職務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>医療業務を行う医師の職務</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>※ 部長、診療部長及び医長の職務</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>局長、副院長、附属診療所副所長及び附属診療所所長の職務</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>総病院長及び院長の職務</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※附則参照</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>別表第14（第12条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>職位種</th> <th>医師</th> <th>医長</th> <th>部長※ 診療部長</th> <th>医療局長</th> <th>副院長 附属診療 所所長 附属診療 所副所長</th> <th>総病院長 院長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>350,000</td> <td>380,000</td> <td>410,000</td> <td>450,000</td> <td>470,000</td> <td>500,000</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	標準的な職務内容	1級	医療業務を行う医師の職務	2級	※ 部長、診療部長及び医長の職務	3級	局長、副院長、附属診療所副所長及び附属診療所所長の職務	4級	総病院長及び院長の職務	職位種	医師	医長	部長※ 診療部長	医療局長	副院長 附属診療 所所長 附属診療 所副所長	総病院長 院長	1	350,000	380,000	410,000	450,000	470,000	500,000	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、長崎県病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成21年長崎県病院企業団条例第20号（以下「企業団職員給与条例」という。）の規定に基づき、職員で常時勤務を要するもの（以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(防疫等作業手当)</p> <p>第18条 防疫等作業手当を支給される職員及びその手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。なお、第2号に掲げる職員には一般職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和39年長崎県人事委員会規則第4号）第22条第1項の規定は適用しない。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>別表第6（第4条関係）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 医療職給料表（一）等級別基準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>標準的な職務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>医療業務を行う医師の職務</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>診療部長及び医長の職務</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>部長、局長、副院長、附属診療所副所長及び附属診療所所長の職務</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>総病院長及び院長の職務</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)～(5) 略</p> <p>別表第14（第12条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>職位種</th> <th>医師</th> <th>医長</th> <th>診療部長</th> <th>医療局長 部長</th> <th>副院長 附属診療 所所長 附属診療 所副所長</th> <th>総病院長 院長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>350,000</td> <td>380,000</td> <td>410,000</td> <td>450,000</td> <td>470,000</td> <td>500,000</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	標準的な職務内容	1級	医療業務を行う医師の職務	2級	診療部長及び医長の職務	3級	部長、局長、副院長、附属診療所副所長及び附属診療所所長の職務	4級	総病院長及び院長の職務	職位種	医師	医長	診療部長	医療局長 部長	副院長 附属診療 所所長 附属診療 所副所長	総病院長 院長	1	350,000	380,000	410,000	450,000	470,000	500,000
職務の級	標準的な職務内容																																																
1級	医療業務を行う医師の職務																																																
2級	※ 部長、診療部長及び医長の職務																																																
3級	局長、副院長、附属診療所副所長及び附属診療所所長の職務																																																
4級	総病院長及び院長の職務																																																
職位種	医師	医長	部長※ 診療部長	医療局長	副院長 附属診療 所所長 附属診療 所副所長	総病院長 院長																																											
1	350,000	380,000	410,000	450,000	470,000	500,000																																											
職務の級	標準的な職務内容																																																
1級	医療業務を行う医師の職務																																																
2級	診療部長及び医長の職務																																																
3級	部長、局長、副院長、附属診療所副所長及び附属診療所所長の職務																																																
4級	総病院長及び院長の職務																																																
職位種	医師	医長	診療部長	医療局長 部長	副院長 附属診療 所所長 附属診療 所副所長	総病院長 院長																																											
1	350,000	380,000	410,000	450,000	470,000	500,000																																											

2	360,000	390,000	420,000	460,000	480,000	510,000
3	370,000	400,000	430,000	470,000	490,000	520,000
4	380,000	410,000	440,000	480,000	500,000	530,000
5	390,000	420,000	450,000	490,000	510,000	540,000
6	400,000	430,000	460,000	500,000	520,000	550,000
7	410,000	440,000	470,000	510,000	530,000	560,000
8	420,000	450,000	480,000	520,000	540,000	570,000
9	430,000	460,000	490,000	530,000	550,000	580,000
10	440,000	470,000	500,000	540,000	560,000	590,000
11	450,000	480,000	510,000	550,000	570,000	600,000
12	460,000	490,000	520,000	560,000	580,000	610,000

※附則参照

別表第14の2 (第12条の2関係)

職務の級	職	職務手当の職位種	区分	
4級	総病院長 院長	1～5種	4種	
		6～8種	3種	
		9～12種	2種	
3級	副院長 附属診療所所長 附属診療所副所長	1～12種	6種	
		医療局長	1～6種	8種
		※	7～12種	7種

※附則参照

別表第18 (第29条関係)

第3号区分	総病院長又は院長であった者
第4号区分	副院長、附属診療所副所長又は附属診療所所長であった者
第5号区分	医療局長であった者
第6号区分	※ 部長又は診療部長であった者
第7号区分	医師免許取得後18年以上の者で第3号区分から第6号区分までのいずれの区分にも属しないこととなる職員
第8号区分	医長であった者のうち医師免許取得後18年未満の者
第9号区分	第3号から第8号区分までのいずれの区分にも属しないこととなる職員

※附則参照

2	360,000	390,000	420,000	460,000	480,000	510,000
3	370,000	400,000	430,000	470,000	490,000	520,000
4	380,000	410,000	440,000	480,000	500,000	530,000
5	390,000	420,000	450,000	490,000	510,000	540,000
6	400,000	430,000	460,000	500,000	520,000	550,000
7	410,000	440,000	470,000	510,000	530,000	560,000
8	420,000	450,000	480,000	520,000	540,000	570,000
9	430,000	460,000	490,000	530,000	550,000	580,000
10	440,000	470,000	500,000	540,000	560,000	590,000
11	450,000	480,000	510,000	550,000	570,000	600,000
12	460,000	490,000	520,000	560,000	580,000	610,000

別表第14の2 (第12条の2関係)

職務の級	職	職務手当の職位種	区分	
4級	総病院長 院長	1～5種	4種	
		6～8種	3種	
		9～12種	2種	
3級	副院長 附属診療所所長 附属診療所副所長	1～12種	6種	
		医療局長	1～6種	8種
		部長	7～12種	7種

別表第18 (第29条関係)

第3号区分	総病院長又は院長であった者
第4号区分	副院長、附属診療所副所長又は附属診療所所長であった者
第5号区分	医療局長又は部長であった者
第6号区分	診療部長であった者
第7号区分	医師免許取得後18年以上の者で第3号区分から第6号区分までのいずれの区分にも属しないこととなる職員
第8号区分	医長であった者のうち医師免許取得後18年未満の者
第9号区分	第3号から第8号区分までのいずれの区分にも属しないこととなる職員

附 則 (令和2年3月31日長崎県病院企業団管理規程第2号)

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和2年4月1日の前日において、改正前の別表第6 (第4条関係) (2)医療職給料表 (一) 等級別基準職務表及び別表第14の2 (第12条の2関係) の「職務の級」欄の3級の適用を受けていた部長の職にある者、並びに、改正前の別表第14 (第12条関係) の部長の職にある者は、その者が部長の職にある間は従前の級または職位種を適用する。

3 令和2年4月1日の前日において、改正前の別表第18 (第29条関係) の右欄の部長の職にある者が退職するときの退職手当については、その者が部長の職にあった間は従前の区分に属していたものとする。



長崎県病院企業団職員組織規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和2年3月31日

長崎県病院企業団企業長 米倉 正大

**長崎県病院企業団管理規程第3号**

長崎県病院企業団職員組織規程の一部を改正する規程

長崎県病院企業団組織規程（平成21年長崎県病院企業団規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
(内部組織) 第4条 本部に置く内部組織の名称は、次の表に掲げるとおりとする。			(内部組織) 第4条 本部に置く内部組織の名称は、次の表に掲げるとおりとする。		
部等	班		部等	班	
総務部	総務人事班 経営管理班		総務部	総務人事班 経営管理班 経営分析班	
医師センター			医師センター		
(本部の分掌事務) 第5条 本部の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) 企業団事業の基本計画に関すること。 (2) 規約第4条に掲げる事務の総括に関すること。 (3) 職員の任免、分限、懲戒、服務等職員の身分取扱いに関すること。 (4) 給与、勤務時間その他職員の勤務条件に関すること。 (5) 研修、その他の人材育成に関する事項の総括に関すること。 (6) 予算・決算の調製、会計の監督、その他の財務の総括に関すること。 (7) 議会及び監査委員並びに企業団の業務一般に関すること。 (8) <u>各病院の経営分析・指導に関すること。</u> (9) <u>条例の立案その他各病院の所管に属しない事項に関すること。</u> (10) <u>医師センターに関すること。</u>			(本部の分掌事務) 第5条 本部の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) 企業団事業の基本計画に関すること。 (2) 規約第4条に掲げる事務の総括に関すること。 (3) 職員の任免、分限、懲戒、服務等職員の身分取扱いに関すること。 (4) 給与、勤務時間その他職員の勤務条件に関すること。 (5) 研修、その他の人材育成に関する事項の総括に関すること。 (6) 予算・決算の調製、会計の監督、その他の財務の総括に関すること。 (7) 議会及び監査委員並びに企業団の業務一般に関すること。 (8) <u>医師センターに関すること。</u> (9) <u>各病院の経営分析・指導に関すること。</u> (10) <u>条例の立案その他各病院の所管に属しない事項に関すること。</u>		
(内部組織) 第7条 病院の区分及び病院に置く内部組織の名称は、次の表に掲げるとおりとする。			(内部組織) 第7条 病院の区分及び病院に置く内部組織の名称は、次の表に掲げるとおりとする。		
病 院	部、局、課、室及び附属診療所等	班及び係	病 院	部、局、課、室及び附属診療所等	班及び係
精神医療センター	事務部 総務課	総務医事班	精神医療センター	事務部 総務課	総務医事班
	医療局	栄養班		医療局	栄養班
	薬局			薬局	
	社会療法課			社会療法課	
	看護部			看護部	
	地域支援連携室			地域支援連携室	
島原病院	事務部 総務課	総務係 財務係 医事係	島原病院	事務部 総務課	総務係 財務係 医事係
	医療局	栄養班		医療局	栄養班
	薬局			薬局	

	看護部			看護部	
	医療安全管理室	医療安全管理班 感染管理対策班		医療安全管理室	医療安全管理班 感染管理対策班
	地域医療支援センター	地域医療連携室 医療相談室		地域医療支援センター	地域医療連携室 医療相談室
	診療情報管理室			診療情報管理室	
五島中央病院	事務部 総務課	総務係 財務係 施設係 給食係 医療情報・医事係		五島中央病院	事務部 総務課
	患者相談室			患者相談室	
	医療局			医療局	
	検査部			検査部	
	薬局			薬局	
	看護部			看護部	
	地域医療連携部			地域医療連携部	
	健診センター			健診センター	
	奈留医療センター	総務医事係		奈留医療センター	総務医事係
富江病院		総務医事係		富江病院	
上五島病院	事務部 総務課	総務係 財務係 医事係		上五島病院	事務部 総務課
	医療局			診療部	
	看護部			看護部	
	医療情報部			医療情報部	
	診療技術部			診療技術部	
	地域医療連携室			地域医療連携室	
	有川医療センター	総務医事係		有川医療センター	総務医事係
	奈良尾医療センター	総務医事係		奈良尾医療センター	総務医事係
対馬病院	事務部 総務課	総務係 財務係 施設管理係 医事係		対馬病院	事務部 総務課
	医療局			診療部	
	診療技術部			診療技術部	
	看護部			看護部	
	診療支援部			診療支援部	
	医療安全管理室			医療安全管理室	
	医療情報部			医療情報部	
	医療相談室			医療相談室	
				医療人材対策部	
上対馬病院		総務係 医事係		上対馬病院	
壱岐病院	事務部 総務課	総務係 財務係 施設管理係 医事係		壱岐病院	事務部 総務課
	医療局			診療部	
	診療技術部			診療技術部	
	看護部			看護部	
	患者支援センター			地域包括健康増進 センター	
	院内感染管理室			院内感染管理室	
	医療安全管理室				
2 略				2 略	

(職種上の職) 第10条 職員の職種上の職は、次の表に掲げるとおりとする。		(職種上の職) 第10条 職員の職種上の職は、次の表に掲げるとおりとする。	
職種上の職	区 分	職種上の職	区 分
主事 精神保健福祉士 公認心理師 医師 薬剤師 診療放射線技師 臨床検査技師 衛星検査技師 臨床工学技士 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 栄養士 保健師 助産師 看護師 准看護師 医療技師 看護員	上司の命を受け、事務、技術进行处理する。	主事 精神保健福祉士 医師 薬剤師 診療放射線技師 臨床検査技師 衛星検査技師 臨床工学技士 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 栄養士 保健師 助産師 看護師 准看護師 医療技師 看護員	上司の命を受け、事務、技術进行处理する。
調理員	上司の命を受け、労務进行处理する。	調理員	上司の命を受け、労務进行处理する。
2 略		2 略	

附 則

- この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- この規程改正の際現に次の表の左欄に掲げる組織の組織上の職を命ぜられている者又は当該組織に勤務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、これに対応する同表右欄に掲げる組織上の職に命ぜられ、又は当該組織に勤務を命ぜられたものとする。

左 欄	右 欄
上五島病院 診療部	上五島病院 医療局
対馬病院 診療部	対馬病院 医療局
壱岐病院 診療部	壱岐病院 医療局

有明海自動車航送船組合監査委員公告

定期監査結果に基づく措置の公表

令和元年8月20日付31有航監第8号の監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年3月31日

有明海自動車航送船組合  
 監査委員 濱本 磨毅穂  
 同 濱田 義之  
 2 有航第44号  
 令和2年3月17日

有明海自動車航送船組合  
 監査委員 濱本磨毅穂 様  
 監査委員 濱田 義之 様

有明海自動車航送船組合  
 管 理 者 西田 寿美生 印

監査の結果に係る措置について（通知）

令和元年8月20日付31有航監第8号の監査結果の報告に基づき、下記のとおり措置を講じたので通知します。

## 記

### 1 監査意見について

#### ア 誘客の促進について

当組合は、様々な誘客活動に取り組み、当年度の航送台数は高速道路休日一律1,000円の大幅値下げの影響により激減した平成21年度以降で最高を記録した。

しかしながら、台湾等の外国人客をはじめとする団体客の減少が見られるなど、利用者の形態の変化がうかがわれることなどから、今後も関係団体や旅行者との連携を深めるとともに、利用者ニーズを適確に捉えたサービス向上を図り、さらなる誘客促進に努められたい。

#### イ 管理部門の人員体制について

管理部門の職員については、平成31年4月1日現在で10人のうち半数の5人が採用後5年未満であることから、これらの職員に対し、今後も外部研修等を継続して活用するなど、行政や会計実務等に関する必要な知識や技能の習得を図り、資質向上に努められたい。

### 2 講じた措置

ア 平成30年度の航送台数については、有明フェリー就航60周年記念事業として、思い出の写真コンテストなど企画イベントを行い、又、閑散期の特別割引運賃を実施するなど誘致活動に努めた結果、平成21年度以降で最高の航送台数を確保できたところです。

令和元年度においては、天皇即位に伴う大型連休による増客もありましたが、10月以降の消費税率改定の影響等により利用客の減少も予想される場所である。

今後も地元市町や観光協会など関係団体と連携し、修学旅行の誘致を行うとともに、外国人利用客からのニーズが高い無料Wi-Fiを設置するなど、国内外の利用者へのサービス向上を図り、新船建造費補助金還元に係る特別割引運賃も効果的に活用するなど、誘客の促進に努めてまいります。

イ 管理部門の資質向上については、昨年度より一般社団法人日本経営協会が主催する行政管理講座に職員を参加させて知識の習得に努めているところであり、今後も更なる人材育成に向け、外部研修等を活用しながら職員の資質向上に努めてまいります。

### 3 是正・改善を検討すべき事項

#### ア 会計処理について

会計処理について、下記のとおり是正すべき点があるので、適正な会計処理を行うこと。

##### (ア) 固定資産の取得に係る未払金の計上について

多比良港ターミナル船型ドーム空調機及び長洲営業所放送設備の取得については、未払金としての計上が行われていない。

また、多比良港標識灯の取得については、未払金として計上はされているものの、取得日と未払金計上日が異なっている。

固定資産の取得に際しては、資産計上と併せて負債（未払金）計上も行う必要がある。

##### (イ) 長洲営業所放送設備の除却について

長洲営業所放送設備を更新した際、既存の放送設備も併せて撤去しているが、その除却伺及び除却報告が年度末に行われている。

除却伺及び除却報告は、除却の都度行う必要がある。

##### (ウ) 預り金の管理について

旅行代理店が発行するクーポンについて、発行時点の額とツアー不参加等による実際の利用実績額との差額を旅行代理店毎に預かり金として管理しているが、債権者である旅行代理店がその存在を知らない状況で長年預り金に計上している。

精算処理を含めた預り金の取扱いについて、旅行代理店と協議する必要がある。

#### イ 契約事務について

契約事務について、下記のとおり是正すべき点があるので、適正な事務処理を行うこと。

##### (ア) 公有財産の賃貸借契約について

a 職員住宅の敷地について、行政財産、普通財産の分類が曖昧なまま土地賃貸借契約を締結して雲仙

市に防災無線子局用地として貸し付けている。

行政財産は原則として貸し付けできないこととされていることから、公有財産の分類を明確に整理する必要がある。

- b 契約期間について、同契約書では「契約の日から当該防災無線子局の用途廃止まで」とのみ記載されている。

現行では、当組合からの契約期間変更の申出ができないことから、契約書の内容を見直す必要がある。

- (イ) 多比良港船型空調機改修工事に係る予定価格調書について

多比良港船型空調機改修工事の設計価格は500万円以上であり、入札に係る予定価格調書は事業部長が作成すべきところ、消費税抜きで判断したため総務課長が作成している。

- ウ 船舶チャーター料金の減免について

婚活支援事業に伴うフェリーのチャーターに対する使用料金について、その都度伺いにより、相手方の参加費収入見込額に見合うように基本料金を一部減免している。

統一的な減免基準を設け、公平な運用を行うこと。

- エ 固定資産に該当しない物品の管理について

有形固定資産に該当しない物品のうち、耐用年数が1年以上で、重要と思われる物品について、取得後に点検等の管理を行っていない実態が見受けられる。

物品管理簿等を作成し、定期的に点検を実施するなど、適切な管理を行うこと。

- オ 特殊勤務手当（食料手当）の支給について

食料手当については、船舶に乗り組む職員に対して月額で支給しているが、月の初日から末日まで全日数にわたって勤務しなかった月でも、公務による負傷、疾病等による場合には支給することになっている。

当該手当の性質上、理由のいかんに関らず全日数勤務しなかった月は支給しないよう規定を改めること。

#### 4 講じた措置

- ア 会計処理について

(ア) 固定資産の未払金計上については、これまで収益的支出と同様の取扱いと考え、事業年度末に未払いが発生する場合に行ってきた。

今年度から取得日に未払金として計上を行うよう改めました。

(イ) 固定資産の除却について、当組合では従前より事業年度末に一括して除却を行っていたため、当該資産の処分と除却処理の時期に相違があった。

今年度から処分の都度、除却伺及び除却報告を行うよう改めました。

(ウ) 大手の旅行代理店は、クーポン精算等の経理事務を本社等で集約しており、その件数は膨大で作業負担が非常に大きいことから効率化・省力化のため、クーポン発券と同時に精算完了としている。

また、当組合においては、団体航送時に減員等があったときは当組合から不乗証明書を団体添乗員等へ発行することによって、航送運賃の精算としているが、旅行代理店が再精算しなかったことなどで、入金額の一部が過入金で精算されない金額を預り金としていた。

今後の預り金の処理について、1年以上経過したものにあっては、精査の上、収入に振替えを行い、直近のものにあっては当該旅行代理店へ照会をすることなどで対応を図ってまいります。

- イ 契約事務について

(ア) 公有財産の賃貸借契約について

- a 当組合では、今まで公有財産の分類を明確に行っておらず、当該財産の貸付を行っていた。

今回行政財産、普通財産の分類整理を行ったところであり、今後の貸し付けについては適正な契約手続きを行うよう努めてまいります。

- b 当該契約書の契約期間条項については、契約相手方である雲仙市と協議を行い、内容見直しを行う予定としております。

(イ) 予定価格調書の作成について、予定価格を入札価格と同様の消費税抜きの金額であるものと認識をしていたことから、当該予定価格については総務課長決裁の500万円以下と判断したものである。

今後は適正な事務処理に努めてまいります。

- ウ 船舶チャーター料金の減免について



当該チャーター船については、地元の婚活支援事業の推進及び地域貢献の一環であることからチャーター船運航に係る経費相当分を使用料金としていたものである。

今回、公益的なチャーター船使用に関する取扱要領を定めたところであり、適正な運用を行ってまいります。

エ 固定資産に該当しない物品の管理について

物品取得後の定期点検等については、重要度のいかに係わらず管理を行っていなかった。

今後は、物品管理簿を作成し、重要な物品に関しては定期点検を行うなど、適正な管理に努めてまいります。

オ 特殊勤務手当（食料手当）の支給について

食料手当については、全日数勤務しなかった月は支給しないという考えのもと支給していたが、食料手当に関する規定を整備する際に公務による負傷等による場合は支給できるとなっていたものである。

当該手当について、既に関係規則の改正を行い、理由のいかに関わらず、全日数勤務しなかった月は支給しないよう規定を改めました。

## 正 誤

令和2年2月18日付け長崎県公報第10899号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
163	24	職務別基準表	職種別基準表
164	33～34	フルタイム現業職員会計年度任用職員	フルタイム現業会計年度任用職員
166	3	報酬	給与
166	12	正規の勤務時間においても	正規の勤務時間においても
166	12～13	定められた会計年度任用職員	定められた現業会計年度任用職員
167	14～15	士及び電気士	士

発行者

長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通表  
(八九五)  
二一一一  
二一一四

印刷所  
印刷人

長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
寺クイック  
田クプリン  
宏ク  
弥ク